

令和3年 予算審査特別委員会（個別質疑）

- 1 開催期日 令和3年3月4日（木） 午前10時00分から午後2時13分
- 2 開催場所 市役所5階 本会議場
- 3 出席委員 川崎彰治委員長、山本博己副委員長、大迫彰委員、藤田豊委員、木村真千子委員、
滝久美子委員、坂本覚委員、沢岡信広委員、桜井芳信委員、青木崇委員、
久保田智委員、永井桃委員、人見哲哉委員、稲田保子委員、小田島雅博委員、
佐藤敏男委員、鶴谷聡美委員、佐々木百合香委員、橋本博委員、中川昌憲委員
- 4 欠席委員 島崎圭介委員
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- 【総務部】
- | | | | |
|------|-------|------|---------|
| 総務部長 | 中 屋 直 | 税務課長 | 近 藤 将 雄 |
|------|-------|------|---------|
- 【市民環境部】
- | | | | |
|--------|---------|-------------|---------|
| 市民環境部長 | 高 橋 直 樹 | 市民課長 | 志 村 敦 |
| 環境課長 | 阿 部 泰 洋 | 市民参加・住宅施策課長 | 安 田 将 人 |
- 【保健福祉部】
- | | | | |
|---------|---------|----------------|---------|
| 保健福祉部長 | 三 上 勤 也 | 福祉課長 | 鈴 木 靖 彦 |
| 高齢者支援課長 | 工 藤 秀 之 | 高齢者・障がい者相談担当参事 | 柄 澤 尚 江 |
| 健康推進課長 | 高 嶋 真 一 | 健康づくり担当参事 | 影 久 真 美 |
| 保険年金課長 | 林 正 明 | | |
- 【消防本部】
- | | | | |
|-------|---------|--------|---------|
| 消防長 | 佐々木 伸 | 消防本部次長 | 小 室 秀 治 |
| 消防署長 | 本 田 高 広 | 総務課長 | 石 黒 哲 明 |
| 予防課長 | 大 山 義 幸 | 警防課長 | 和 知 真 人 |
| 消防1課長 | 鈴 木 幸 夫 | 救急企画課長 | 奥 田 克 治 |
- 7 事務局
- | | | | |
|---------|---------|----|-------|
| 議会事務局次長 | 大 野 聡 美 | 主事 | 金 田 周 |
| 主事 | 坂 井 明日加 | | |
- 8 傍聴者 4名

9 案	件	議案第 17 号	令和 3 年度北広島市一般会計予算
		議案第 18 号	令和 3 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
		議案第 19 号	令和 3 年度北広島市霊園事業特別会計予算
		議案第 20 号	令和 3 年度北広島市介護保険特別会計予算
		議案第 21 号	令和 3 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
		議案第 22 号	令和 3 年度北広島市水道事業会計予算
		議案第 23 号	令和 3 年度北広島市下水道事業会計予算

議事の経過

川崎委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は配付済みの審査方法等協議資料に記載のとおりであります。

審査に入ります前に質疑の方法について確認をいたします。質疑は提出いただいた通告にのっとり行っていただきます。回数は3回までです。質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順といたします。総括質疑を行う場合には留保する必要がありますので、その旨を発言されますようお願いいたします。また簡潔な質疑、答弁をお願いいたします。

なお、傍聴の取扱いについては申合わせにより許可いたします。

それでは引き続き、一般会計予算の歳出の質疑を行います。

初めに消防費の質疑を行います。質問者は挙手をお願いいたします。

青木委員。

青木委員

おはようございます。私からは消防活動用資機材整備事業についてお尋ねいたします。予算書 157 ページ、附属資料は 26 ページになります。備品購入費ということで 85 万 8 千円計上されておりますが、こちらの具体的な内容についてお尋ねいたします。

川崎委員長

鈴木消防 1 課長。

鈴木消防本部消防 1 課長

青木委員の質問についてお答えいたします。備品購入費の具体的な内容についてであります。北海道市町村備荒資金を活用し、平成 30 年度と令和 2 年度に購入した消防活動用資機材の償還金となっております。各年度の購入内訳であります。平成 30 年度に空気ポンペ、赤外線サーマルカメラ、自動体外式除細動器の購入、令和 2 年度については、空気ポンペ、水難救助資機材を購入しております。以上であります。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

償還金ということですね。それで、資料を見ましても、予算書を見ましても、償還金に充てるという内容が分からないわけです。要するに備品購入費ということで計上されているわけですから、資料を見る限りはまた何か資材を購入するだろうと考えるのが普通だと思うんですが、そういった部分のただし書ですとか、今年はこの備品購入費で計上はされているけれども、償還金に充てるというようなことも併せて記載できないものなんでしょうか。その辺りどうでしょうか。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木消防本部消防1課長

予算書作成の担当部署ではございませんので、明確な回答をお答えすることはできませんが、このようなご要望があったことは担当部署へ申し伝えさせていただきたいと思っております。以上であります。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

こういう資料は、当然議員である我々も見るとは思いますが、基本的には一般市民の方が見ても分かりやすい資料作りというのは必要だと思うんですね。我々も市民の代表としてお伺いをしているわけですから、できるだけ資料を見て理解ができるような作り方を心がけていただければと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私から1点お伺いします。救急体制強化事業について伺います。これまでの救命活動処置でどの程度の頻度で医師の指示・助言を得ていたかというところをお伺いしたいと思います。資料には、救急隊員の資質向上、そして救急活動中は医師の指示で救急救命士が特定行為を実施する、その救命率の向上のためということで記載があります。この点についてお伺いします。

川崎委員長

奥田救急企画課長。

奥田消防本部救急企画課長

鶴谷委員の質問にお答えいたします。救急活動で医師の指示と助言の頻度になりますが、救急救命士は、心肺停止している傷病者に対して、医師の指示を得て3点の救急救命処置を実施します。1つ目は器具を用いた人工呼吸、残り2つは、点滴と心拍再開に効果的な薬剤投与となりますが、これらの処置が55件でした。また、平成26年から追加されましたショック状態における点滴は23件、同じく低血糖の傷病者に対す

る点滴とブドウ糖投与は4件となります。昨年の搬送人員が1,816人の中で、医師の指示が必要な全ての救急救命処置はトータルで82件となっております。助言については、主に搬送病院が見つからないときなどに照会することがありますが、昨年は、5回以上の病院照会時に6回ほど助言を要請しています。以上であります。

鶴谷委員

分かりました。関連して、附属資料の55ページに、メディカル・コントロール連絡調整会の負担金として79万9千円という記載があります。こちらの予算の中から支出している負担金ですが、石狩・後志地区9消防本部で構成されていると記載があります。医師の指示を求める医療機関として、札幌大ほかと記載があるんですが、ほかの医療機関はどちらの医療機関なのかということと、あといつ何どきという救命処置だと思いますので、連絡が万が一重になってしまう場合もあり得るかと思えます。そういった場合のことはないのか、また、それに対する対応はどのようにしているのか、お伺いします。

川崎委員長

奥田課長。

奥田消防本部救急企画課長

再質問にお答えいたします。指示体制は、石狩・後志地方連絡協議会に所属する9消防本部が、札幌医科大学附属病院と覚書を交わし、指示、検証及び研修の体制を整えております。救命士への指示は、高度救命救急センターの25名が指示医師として、スマートフォン2台を輪番制で持参し、24時間365日対応していただいています。現在まで、指示電話が繋がらない、ほかの消防が使用して話中などはなく、救急救命処置が遅れるなど支障となったことはありません。以上となります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

おはようございます。私のほうからは1点質問します。消防職員安全装備品整備事業です。予算書157ページ、附属資料は26ページです。2020年（令和2年）の予算が317万3千円、それに対して2021年（令和3年度）が584万7千円と増額されております。防火服は摩耗の状態によって更新していくものと理解しておりますけれども、防火服のおよその耐用年数と1着の価格についてお聞きいたします。

川崎委員長

石黒総務課長。

石黒消防本部総務課長

人見議員の質問にお答えいたします。防火服の耐用年数は、メーカーでは特に示しておりません。北広島市消防吏員被服貸与規則では耐用年数を5年としておりますが、損傷度合いにより延長して使用しております。ただし、隊員の安全性の確保のため、10年以内には更新するようにしております。また、価格につきましては、納入実績価格で税込1着25万3千円となっております。以上であります。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

2020年度コロナ感染が広がってございましたけれども、コロナの感染として、消防の場合ですと感染者を移送するような業務も当然入ってくると思うんですけれども、それに関する防護服などはここには含まれているのでしょうか。

川崎委員長

石黒課長。

石黒消防本部総務課長

再質問にお答えいたします。消防職員安全装備品整備事業には、新型コロナウイルス対策の防護服の購入費は含まれておりません。

予算額が増加している理由についてですが、防火服の購入につきましては備荒資金組合を活用しており、1年目の支払いは金利のみ、次年度以降は元金と金利を合わせたものとなっております。このため、令和3年度予算につきましては、令和2年度購入分の元金のほか墜落制止用器具の購入も計上しているため、令和2年度予算に比べ267万4千円の増額となっております。以上であります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、1点だけ質問いたします。昨日から聞いているんですが、各部署で公用車、車両を20台前後持っている状況で、1点だけ確認の意味を込めて、お聞きします。消防署所有の車両で、ドライブレコーダーの設置状況は現在までどうなっているのか、それから、政府は今後公用車に関して、電気自動車、ハイブリッド車を優先して購入するという方針を打ち出しましたけれども、消防の場合、電気自動車の納入状況、それから令和3年度の予定はどうなっているのか、まずお聞きします。

川崎委員長

石黒課長。

石黒消防本部総務課長

藤田議員の質問についてお答えいたします。市で所有している消防車両は19台と事務連絡車1台の合計20台です。そのうちドライブレコーダーを設置している車両は、消防車両6台と事務連絡者1台の合計7台であります。また、令和3年度は、消防車両の電気自動車、ハイブリッド車を購入する予定はございません。以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。ドライブレコーダーは、車両の更新だとかいろんなタイミングで増やしていけるのかと思いますけれども、その予定と、それから消防の場合は特殊車両が多いので、いわゆる電気自動車というものの導入が実質として可能なかどうか、その辺りの見解をお聞きします。

川崎委員長

和知警防課長。

和知消防本部警防課長

藤田委員の再質問にお答えします。まず、ドライブレコーダーの業務上の効果についてのご質問があったかと思しますので、それについてお答えさせていただきます。緊急走行により現場に急行する機会の多い消防車両につきましては、一般車両に比べまして事故に遭遇するリスクが高いことから、万が一の事態に備えてドライブレコーダーを設置しているところでございます。また、そのドライブレコーダーを活用しながら、運転者に対するヒヤリハット事案ですとか、客観的にそれらを確認することによって、安全な運行、またそれに対する意識の向上、交通事故の防止が図られる、こういったものにも期待しているところでございます。

もう1点、電気自動車につきましては、今のところ、日本全国で導入実績としましては、東京消防庁池袋署に救急自動車が配備されておりますが、1回の充電で走行できる距離数が130キロ、また価格につきましても通常車両の4倍ほどかかるということで、費用対効果ですとか寒冷地での電池のもち、当市の特徴としまして、搬送距離、搬送時間が長くなる、こういったものに鑑みまして、電気車両の導入が適切かどうか、そういったところも注視していきたいと思っております。以上です。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

では、確認で伺います。なかなか特殊車両の電気自動車化は難しいと思うんですが、いわゆる連絡車が1台ある。連絡車の電気自動車化というのは将来可能かどうか聞いておきます。

川崎委員長

石黒課長。

石黒消防本部総務課長

連絡車の導入についてですが、令和2年に長期継続契約で7年間契約しております。次回の更新時にその辺りの導入ができるかどうかを検討していきたいと思っております。以上です。

川崎委員長

以上で消防費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時16分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、総務費の総務管理費のうち出張所費、企画費の企画総務費のうち住み替え支援事業、空き家流動化促進事業及びリユース住宅活用サポート事業、コミュニティ施設管理費、生活バス路線確保対策事業及びバス等利用支援事業を除く交通対策費、市民生活費、エルフィンパーク運営費及び広聴費、戸籍住民基本台帳費、衛生費の保健衛生費のうち環境衛生費、火葬場管理費及び公害対策費、清掃費、商工労働費の商工費の商業振興費のうち住宅リフォーム支援事業、特別会計の霊園事業特別会計予算の質疑を行います。

木村委員。

木村委員

それでは、2点質問させていただきます。最初に、空き家流動化促進事業についてであります。附属資料の29ページですけれども、令和2年度、今年度は、家の解体費の一部を補助するというので、事業内容、令和2年度は対象経費の3分の1、上限30万円と記載してあるんですが、新年度の附属資料を見ますと、この対象経費の3分の1という部分は記載されておられません。それで、令和2年度は600万円だったんですけれども、新年度は300万円ということで、この半額になった理由についてお伺いします。

それともう一つ、住み替え支援事業、同じく29ページですね。今年度の住み替えの状況についてお伺いします。

川崎委員長

安田市民参加・住宅施策課長。

安田市民参加・住宅施策課長

木村委員のご質問にお答え申し上げます。まず、空き家流動化促進事業についてでございますが、予算の減額ということですが、この事業につきましては、空き家解体費用の一部を補助することで空き家の流動化を促進し、土地の有効活用、それから快適な住環境の整備を図るもので、平成28年度から住宅施策の一つとして実施をしている事業でございます。

住宅施策につきましては、この空き家解体補助のほか、長く住宅に住んでいただくよう、新たな空き家をつくらないリフォーム補助や中古住宅の利活用に対するリユース補助、また、空き家などの情報を提供する空き地・空き家バンクなど様々な施策を行っているところでございます。これらの施策の中で、空き家の解体については、空き家を解消するための最終的な手段であると考えているところでありまして、現在住んでいる住宅に長く住んでいただくこと、また、住み替え後についてもその住宅を利用していただくことが重要であると考えているところでございます。このようなことから、空き家の流動化の促進事業につきましては、ほかの住宅施策を含めまして総合的に判断をし、助成額を見直して計上をさせていただいたというものでございます。住宅施策につきましては、今後も定住人口の増加につながるような効果的な施策を検討してまいりたいと考えております。

住み替え支援事業についてでございますが、この事業は、住み替え支援協議会における相談会の開催等により、子育て世代に広い住生活空間を提供するとともに、高齢者に利便性の高い住宅への住み替えを促進をするというものでございます。

今年度の事業内容としましては、高齢者の住まいや住み替え後の住宅についての情報を提供いたします住み替え支援セミナーを4回開催しまして、35名の参加があったところでございます。また、空き家の処分や活用などにつきまして、空き家に関するサービスを提供する事業者と直接相談できる機会を設けました空

き家相談会を今年2月に1回開催しまして、8組9名の参加があったところでございます。平成30年度から継続をしております市内の高齢者住宅を見学する住み替え支援バスツアーにつきましては、コロナ感染症の影響で今年度は中止としたところでございます。以上でございます。

川崎委員長

今年度の住み替え状況について、答弁願います。

安田市民参加・住宅施策課長

住み替えの支援事業の状況、実績でございますけれども、住み替え支援事業に係る実績につきましては、セミナーなどへの参加の方は高齢の方が多いのですけれども、将来に備えて参加している方がほとんどで、必要に迫られて急に住み替えを考えているという方は少ないと考えられることや、参加されている方には、事後の連絡などをご希望されないという方もいらっしゃいますので、その後の住み替えの調査については行っていないところでございます。以上です。

川崎委員長

木村委員。

木村委員

それでは、再質問させていただきます。最初に空き家流動化促進事業についてでありますけれども、先ほどのようなご答弁の中に、解体費用の一部を補助する部分で、この助成額を見直したということで、見直した部分を詳しくお伺いしたいと思います。

川崎委員長

安田課長。

安田市民参加・住宅施策課長

お答え申し上げます。ほかの住宅施策の補助でありますリフォームの補助、それからリユースの補助、こういったものの補助率や助成額に近づけて、助成額の上限を15万円、補助率を5分の1というような形で想定をしております。以上でございます。

川崎委員長

木村委員。

木村委員

要するに、補助額というか助成額が5分の1になって、また半額になったということで、30万円だったのが今度15万円ということになると思うんですけれども、今、解体する費用も100万円以上はかかっていますし、また、遺留品というんですか、家具とかそのままになっているのを処分する費用も、負担が多くなっているのに、反対にこの助成額を半額にする。件数は多分20件、同じ件数なのに、このように半額になっているのは、よほどお金がないのかよく分からないんですけれども、今すぐ負担が多くなっている中で、このように助成額を半額にするというのは、私としては問題があるんじゃないかと思えますし、これまでこの助成申請状況はどうだったのか。少ないからこういうように、例えば20件に対して応募がなかったのか

とか、そういう状況も含めてお伺いします。

川崎委員長

安田課長。

安田市民参加・住宅施策課長

お答え申し上げます。まず、これまでの実績についてでございます。事業を開始したのが平成28年度でございますけれども、このときが10件、平成29年度から令和元年度の3年間でそれぞれ30件、今年度が20件、令和2年度、今年度までに合計120件助成をしております。それぞれその年度の予算額の上限を想定しておりました件数まで助成を行っているところでございます。

来年度の予算の金額につきましては、ほかの補助金の補助率、助成額、こういったものを総合的に勘案をいたしまして、できるだけ助成の数を維持しながら、需要はあると考えておりますので、ほかの助成のメニューと併せて、総合的な住宅施策ということの中で考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

青木委員。

青木委員

私からは、交通安全施設整備事業についてお尋ねいたします。予算書は75ページ、附属資料は27ページであります。予算書を見ますと、工事請負費ということで200万円計上されておりますが、この予算の具体的な執行の内容について教えてください。

川崎委員長

志村市民課長。

志村市民課長

青木委員のご質問にお答え申し上げます。まず、交通安全施設につきましては、皆様ご存じのとおり、道路交通法や交通安全施設等整備事業の推進に関する法律などに基きまして、北海道公安委員会が設置する信号機や道路標識など規制的なものと、カーブミラー、例えば横断注意等の注意看板、また区画線など道路管理者が整備するものがあります。

市が整備する内容につきましては、自治会などの地域や関係機関の皆様からいただいた要望、また教育委員会が実施する通学路点検における情報、その他市民課で把握した情報を基に現地を確認しまして、市道の道路管理者である土木事務所と協議しながら決定しております。

令和3年度における整備内容につきましては、これからの要望等の情報も併せて検討いたしますので確定はしていませんが、注意看板やカーブミラー、路面表示等を想定して予算化しているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

ありがとうございます。参考までにお伺いしたいんですけども、道の公安委員会のほうに来年度に向けて北広島市として要望するような内容がもし分かれば、教えていただきたいです。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

お答え申し上げます。まだ要望の部分につきましては、この3月中に出すことになっていますので、精査作業中ですが、おおむね従前の内容と重複しますので、令和2年の内容でお答え申し上げます。昨年は、信号機に係る要望が61件、横断歩道の設置に関する要望が25件、一時停止等の要望が56件など合計181件要望しておりまして、まだその結論については回答待ちの状態になっております。過去には、横断歩道を設置していただいたり、一時停止を設置していただいたなど、そういった部分がメインとなっておりますので、今後もそういった内容を含めて、地元の声も伺いながら要請をしまいたいと思っております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

滝委員。

滝委員

1点お伺いいたします。予算書123ページ、附属資料35ページのごみ減量化・資源化対策事業についてですけども、ミックスペーパーの拠点回収の回収方法と処理費用についてお伺いいたします。

川崎委員長

阿部環境課長。

阿部環境課長

それでは、滝委員のご質問にお答え申し上げます。ミックスペーパーの拠点回収につきましては、市内10か所の拠点場所について週2回委託業者による回収を行っており、委託業者の回収日以外の日につきましては、環境課の会計年度任用職員が回収を行っております。回収したミックスペーパーのリサイクル処理費用につきましては、市の負担はないものとなっております。以上でございます。

川崎委員長

滝委員。

滝委員

回収については委託業者と環境課で行っていて、処理費用については市の負担はないということでしたので、普通ごみを減らすためにミックスペーパーの回収を増やすよう、さらに市民への周知と、あと市民がミックスペーパーを出しやすい環境づくりを強化していただきたいと思います。1点再質問ですが、今後回収場所を増やすことについて検討するというところで聞いているんですけども、回収場所が増えていった場合

に、回収費用が増額したり、あと処理費用がかかったりするののかについてお伺いします。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

お答え申し上げます。拠点回収場所が増えた場合につきましては、回収費用につきましては、拠点の場所や回収頻度などにより委託費用が増額することも想定をしておりますが、リサイクル処理費用につきましては、処理工程に変更がなければ、これまでと同様に市の負担はないものと考えております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

滝委員の質問に関連して、私も、ごみ減量化・資源化対策事業について伺います。2020年度にはなかった一般財源からの支出が出ているんですけれども、何か今までの事業内容に加えたものがあるのか、それとも、今までの事業内容と大きく変わることはないけれども、変化したことがあるのか、確認させてください。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

佐々木委員のご質問にお答え申し上げます。ごみ減量化・資源化対策事業につきましては、ミックスペーパーの回収実績の増加に伴い、専用回収袋の作成枚数を増やしたことや、小型家電の拠点回収について、リサイクル処理の状況の変化により、これまで有償での引取りだったものが、運搬と処理について委託費を支出することになったことなどにより、前年より事業費が増加しております。また、本事業の特定財源であります資源ごみの売却収入及び日本容器・包装リサイクル協会の拠出金が令和2年度と比較して減額の見込みであることから、不足分について一般財源を充てております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

先ほども質問があったんですけれども、それに関連して、私も空き家流動化促進事業について質問します。予算書67ページで、附属資料が29ページです。予算が昨年に比べて半減したということなんですけれども、例えば新年度の予算を執行しまして、それに対して多く希望者が殺到して、年度の最初のほうで、もし予算が埋まった場合、それで打ち切ってしまうのでしょうか。状況によっては補正予算を組むような余地はないのか、お尋ねします。

川崎委員長

安田課長。

安田市民参加・住宅施策課長

人見委員のご質問にお答え申し上げます。空き家流動化促進事業につきましては、先ほど申し上げましたように、年間306万円という予算で組んでおりますけれども、例年こちらの事業につきましては、予算額に到達した時点でその年度の事業については終了をいたしております。来年度につきましても、その時点で終了という形で考えてございます。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

この件におきましては、例えば市街地の景観でありますとか、それから住環境、そういった観点からも非常に大事な問題だと思っておりますので、一律にそういうようにしないで、もう少し柔軟な対応ができればということをお願いして、終わります。

川崎委員長

大迫委員。

大迫委員

まず、犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業、これは取り下げさせていただきます。残りの2つを質問いたします。さっきから出ていましたごみ減量化・資源化事業、123ページですけれども、ミックスペーパーの回収拠点の拡大とありますけれども、どのようなところを拡大と考えているのか、お聞かせください。

それと、家庭ごみ適正化処理推進事業ですけれども、ごみステーションからの資源物の持ち去りは、条例施行後減少しているのか、現在の状況をお知らせください。以上です。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、大迫委員のご質問にお答え申し上げます。最初に、ミックスペーパーの回収拠点の拡大につきましては、令和元年にクリーンセンター、それから今年度にジョイフルエーカー大曲店を回収拠点として追加をしているところですが、市民からは、もう少し近い場所に拠点場所が欲しいとの声が続きますことから、大型スーパーですとか、あるいは公共施設など、回収拠点増加について検討してまいりたいと考えております。

それから、ごみステーションからの資源ごみの持ち去り状況につきましては、平成26年度に西の里地区において発生しており、持ち去りを行った者に対して指導書を交付した事案が発生しておりますが、それ以降は数件程度の口頭注意のみとなっており、引き続きパトロールなどを継続して、資源ごみの持ち去り防止の徹底に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

大迫委員。

大迫委員

ありがとうございます。再質問いたしますが、ミックスペーパーですけれども、足がない市民の方、車がない市民の方は、拠点に持っていくことが大変なので、先ほど課長が言われたように、近くのところを持っていきたいということで、増えていくのはいいんですけれども、もっと近いところ、自治会・町内会が管理をしています集会所などを提案いたしますけれども、そういう集会所の場合、常に人が監視をしていることは難しいと考えますけれども、外に保管箱、保管ボックスを設置して、そこに随時投入するような活用というのは考えられるのか、お聞かせください。

家庭ごみの適正処理ですけれども、ごみステーションからの持ち去りですけれども、現在も西の里の一部において資源物の持ち去りをしているという人がいると市民からの情報がございます。担当課のほうにお伝えしておりますけれども、現状特定ができたのか、お聞かせください。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、再質問にお答え申し上げます。最初に、ミックスペーパーの回収場所について、人がいないような場所でも設置できるかということですが、ミックスペーパーにつきましては、比較的重量が軽いことから、風などにより飛散しやすいということ、それから回収袋も紙でできているので雨や水に弱いこと、それから個人情報などに関わるものが入っている場合もあることから、一定程度の管理が可能な場所に拠点場所を設置する必要があるものと考えており、自治会などの集会所なども、そのようなことを考慮して考えていかなければならないものと考えております。

それから次に、西の里において持ち去り者がいるということで、情報はこちらのほうも受けておりますけれども、その件につきましては、情報をいただきました周辺の地域につきまして、パトロール員が何度か早朝から巡回パトロールを行いました。持ち去りの現場については確認はできなかったところであります。以上でございます。

川崎委員長

大迫委員。

大迫委員

ありがとうございます。ミックスペーパーの回収拠点ですけれども、水にぬれるですとか、そういうのはあると思います。水にぬれないようにする、また回収ボックスも鍵がかかるようにするだとか、そういう工夫をしたボックスを設置した場合に、通常のごみステーションの管理と同じように助成の対象となるのかなのか、お聞かせください。

それと、これに関連してですけれども、回収したミックスペーパーを溶かす会社が、共栄にありますけれども、ミックスペーパーの回収量にもよるんですけれども、回収した後、ボックスに山のように積んで、雨とかにぬれている状況も見かけたことがございます。そういう大事な書類も多分あると思いますので、水にぬれて飛散しないような対策をその会社に相談をしてみたいと思います。

それと持ち去りですけれども、持ち去りの人が1人、2人と常態化してしまうと、それが広がってしまうおそれもございますので、持ち去りがあるステーションを利用している市民からすると気持ちいいものではないと思いますので、町内会とか自治会長というのは大体のところは1年交代が多いため、いま一度、ステーションから資源物の持ち去りをする場合は自治会の承認を取り、担当課に届け出るように、各自治会長さんへの通達というのを再度してみてもいいかと思いますが、お願いいたします。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、再質問にお答えいたします。最初にミックスペーパーの拠点回収場所の助成制度の関係ですけれども、拠点回収場所の増加施策につきましては、どのような枠組みで行っていくのかは、費用負担の在り方も含めて今後の検討になりますが、ごみステーションの補助金につきましては、北広島市ごみステーション整備事業補助金交付要綱に基づいて補助を行っており、ミックスペーパーの回収拠点の利用については想定をしていないところであります。

それから、ミックスペーパーの回収後の保管状況につきましては、恐らくぬれてもリサイクルには支障はありませんが、ただ、個人情報などが含まれているものもございますことから、適正な保管をしていただくように要請を行ってまいりたいと考えております。

それから、持ち去り許可の周知につきましては、ごみステーションの管理を行っております集団資源回収の登録団体が許可を受けて資源ごみを収集することは、ごみの減量化だけではなくて、団体の構成員の福祉の増進などにも役立ちますことから、今後、毎月発行しておりますごみ通信などで周知を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

永井委員。

永井委員

私から3つ伺います。まず、ごみ処理広域化事業というところで、焼却施設の造成工事が始まって、次に建設工事が始まる段階に来ているかと思っておりますけれども、こちらの負担金の状況と、あと調査の具体的な内容、予算書の中に管理運営という調査の項目が入っていましたので、こちらの具体的な内容をお聞きます。

次に、ごみ減量化・資源化ですけれども、こちらは回収拠点などを増やしていくという計画であるということは分かりました。一般質問でも伺ったんですが、回収拠点を増やすと同時に、市民からも声が上がっていますミックスペーパーの回収袋の改善というところを含めて、どれくらいお金がかかるのかということも含めて、今後検討していただきたいと思っておりますけれども、そちらについて伺います。

次に、75ページの平和推進事業ですが、前年比半額になっていますけれども、その理由と、今年度は、コロナの関係で例年行われていた平和の集いというか、そういうのが開かれなかったかと思うんですけれども、次年度、新年度は半額にしたものと取組の事業内容がどのように変更があるのか、また変わらないのかというところを伺います。

120ページから121ページの公害対策経費から有害鳥獣駆除対策事業につきましては、事業費減の理由と、事業費減に関わる事業内容自体が大きな変更がないということが分かりましたので、こちらは割愛いたしま

す。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、永井委員のご質問にお答え申し上げます。最初に、道央廃棄物処理組合の負担金についてでありますけれども、負担金につきましては、組合から令和3年度の負担金額が提示をされておりまして、本市の負担金の内訳としましては、組合職員の給与などの組合の議会及び執行機関の運営に要する経費が938万5千円、それから廃棄物の広域処理に係る基本計画の策定等に要する経費が164万4千円、それから焼却施設建設の工事請負費などの廃棄物焼却施設建設に要する経費が5,173万8千円となっております。

それから、管理運営方法の調査検討委託の調査の内容につきましては、焼却施設に係る管理運営について、長期包括的委託方式とした場合の経済性の検討などを行うものであると道央廃棄物処理組合から伺っております。

次に、ミックスペーパーの専用回収袋の改善、一般質問でも取っ手をつけてはどうかということについておりますけれども、これにつきましては、専用回収袋のほうは、袋に入れる品目により重量が重くなる場合もありますことから、その費用対効果なども含め今後検討してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

私からは、平和推進事業についてご回答申し上げます。まず前年比の減額についてでございますが、市内小中学校で実施しております被爆体験伝承者講話の講師謝礼を今回は計上していないところとなっております。この被爆体験伝承者講話につきましては、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館の派遣事業を活用させていただくことによりまして、旅費や謝礼金等を負担することなく実施することができたものですから、こちらのほうを今回、昨年同様、活用させていただいております。

また、令和3年度の事業につきましては、平和の灯の種火の展示、保守管理をはじめ、平和パネル、ビデオ、書籍の貸出事業、今申し上げました被爆体験伝承者講話、また折り鶴の献納や、きたヒロシマ平和展によるパネル展示、また、平和の灯記念事業と称しまして映画上映会や展示を、平和の灯を守る市民の会の皆様とともに実施していく予定で今準備をしているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

ごみ処理広域化事業のほうですが、焼却施設の建設事業費が総額約20億円だったかと思うんですけれども、こちらを2044年（令和26年）まで分割して支払いをしていくと事前に伺っていますけれども、2021年（令和4年）度には1億1千万円ほど、2023年（令和5年）度には1億2千万円ほどということで、年々1千万円ずつぐらいの単位で、今後増加傾向が続くのかなと。そうなると、市の財政的に影響が出てく

るのではないのかなと考えられるんですけども、その辺りについてどのようにお考えなのか、伺います。

また、令和5年（2023年）度ぐらいには、今度、建設事業が終わって稼働し始めて、管理運営経費というものがかかってくるかと思うんですけども、こちらのほうも含めて、市の財政的に影響が生じないのかどうか伺います。

平和推進事業ですが、2021年度については、これまでのようにパネル展示などを計画しているということですけども、小中学校での被爆者のお話のことは、コロナの関係でリモート式というか、そういうようなことを考えているのでしょうか、伺います。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、私のほうからは、ごみ処理の負担金についてお答え申し上げます。まず、今後の負担金の見込みにつきましては、先ほど永井委員おっしゃられたとおり、焼却施設の建設事業に係る負担金としては、合計約20億円が令和26年度ぐらいまで支出がある予定となっております。

それから、焼却施設稼働後の運営管理費につきましては、組合における基本設計の想定額においては、税抜き額で年間約5億円となりまして、当市の負担額につきましては、試算すると約1億円となっております。このごみ処理広域化の廃棄物処理施設に係る経費につきましては、道央廃棄物処理組合におきましても、焼却施設の管理運営費の発注方式において競争性が発揮されるような方式を検討していることや、また、焼却施設に発電設備を設置して、その売電収入については、施設稼働後の運営管理費に充当するなど経費の圧縮に取り組んでおりますことから、今後も組合と構成市町で組織する連絡調整会議におきまして、この経費面についても協議をしてみたいと考えております。私からは以上でございます。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

私からお答え申し上げます。リモートの部分ということでしたけれども、現在の段階では収束していく方向で頑張っておりますので、私どもとしても、まずは通常どおり来てもらう方向で準備しているところでございます。またそのときの状況で勘案したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

平和推進事業につきましては、昨年の状況を振り返ってみますと、感染状況が落ち着いてきている夏の状況の中で、花ホールでの上映会だとかが全て中止になってしまったというのがちょっと私的には残念だったので、現在花ホールのほうでも、入場者数を定員の半分に制限するとか、いろいろ対策を取っておりますので、そのようなことも踏まえて新年度の事業に取り組んでいただきたいと思います。

ごみ処理広域化のほうですけども、費用がかかっていくということで、実際に建設が終わって稼働し始めますと、今度運搬経費などもかかってくるかと思っておりますので、そちらの財政的な部分で費用がどんどん大

きくなって、それが市民の負担にかかってくるのではないように、精査してきちんと協議、広域組合との協議の中で進めていていただきたいと思いますので、お願いいたします。終わります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

私のほうから、予算書75ページ、附属資料43ページのコミュニティ施設整備事業についてですが、コミュニティ施設については、Wi-Fi施設が整備されているところとされていないところ、いろんな公共施設ですね、文化ホールなどでは整備されていると思うんですが、文化活動とか災害対応としてWi-Fi整備が必要だと考えますが、現状と新年度の整備予定はどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、空き家流動化促進事業、予算書66ページから69ページ、附属資料29ページですが、まず解体の実績は先ほど答弁されましたけれども、空き家の状況ですね。どれくらい空き家が解消されてきているのか、そういう実績の見込みを、特に地域的にどう解消されているのか、地域的な状況を教えていただきたいと思います。それを踏まえて、来年度の空き家流動化促進事業についてはどう取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

次に、霊園特別会計です。特別会計の44ページから45ページの部分です。霊園の使用区画といいますか、その見込みですが、昨年の事業で区画も増やされたと思うんですが、この区画の実績見込みと空き区画を含めて全体的にどうなっているのかということで、令和3年度の使用見込みの区画数等の状況を教えていただきたいということと、もう一つは、霊園管理基金と霊園減債基金というものがあるんですが、令和2年度末の見込みというのは、基金運用としてはどうなっているのか。基金が繰入金として非常に増えてきているんですが、基金運用の将来見通しをどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

コミュニティ事業の関係につきまして、私のほうからご回答申し上げます。市民課所管の7施設、団地住民センター等の7施設につきましては、Wi-Fiの環境というのは、現在のところ整備していない状態となっております。また、新年度の予算の中では整備の予定はない状態となっております。以上でございます。

川崎委員長

安田課長。

安田市民参加・住宅施策課長

私のほうからは、空き家流動化促進事業についてお答え申し上げます。空き家の状況でございます。空き家の数につきましては、令和元年度末の数字ということになりますけれども、市内で空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく数ということになりますが、315戸となっております。地域別の状況ということでございますけれども、地域別では、東部地区が76戸、西の里地区が42戸、大曲地区が54戸、輪厚地区

が25戸、北広島団地地区が18戸となっております。この増減の状況ですけれども、全体で先ほど315戸と申し上げましたが、1年間で新しく空き家になったものが65戸、空き家が解消されたものが60戸、差引き全体では5戸の増加となっております。こちらを地域別に見ますと、1年間でどの地域におきましても空き家となった数、それに近い数が解消されておまして、増減につきましては地域別に大きな差はないものと考えてございます。

新年度の取組につきましては、住宅施策につきましては、解体補助のほか、新たに空き家をつくらないリフォーム補助や中古住宅の利活用に対するリユース補助など様々な支援を行っているところでありまして、こういった地域別に大きな特徴がないということからも、引き続き市内全域にわたる取組というような形で行ってまいりたいと考えております。

また、空き家の管理や利活用、それから支援制度など、市からの情報提供を希望するという声を空き家の所有者等の方から相当いただいておりますので、この方をはじめ空き家の所有者の方等に対しまして、本市の住宅施策、それから連携住宅事業者の情報などを提供しまして、少しでも空き家の流動化につながるよう努めていきたいと考えてございます。以上でございます。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、私のほうからは霊園特別会計についてお答えいたします。最初に令和2年度の使用許可の実績につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、令和2年度は例年より減少し、15区画の使用許可を行い、全区画数4,169区画のうち現在の空き区画数は525区画となっております。令和3年度の募集につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況にもよりますが、芝生墓地それから自由墓地合わせて62区画を予定しております。

それから、霊園の管理基金、それから減債基金の2年度末見込額についてでございますけれども、令和2年度末の基金残高につきましては、今後の歳入歳出により確定しますが、現在予定額としましては、霊園の管理基金は約9,611万円、それから霊園の減債基金は約8,976万円の見込みとなっております。

次に、基金が繰入金を増額しているが、基金運用の将来見通しというところでございますけれども、令和3年度予算の繰入金を増額理由につきましては、2年に1度行っております霊園内の擁壁等の草刈りを委託業務に含めていることなどから、霊園の管理委託に係る予算額が増額し、霊園の管理費に充てる管理基金の繰入金についても増額をしております。現在の北広島霊園につきましては、永代の使用料、それから永代管理料などの歳入と基金の運用により経営をしているところであり、近年の低金利により管理基金の利息が見込めない状況から、近隣市の霊園の経営方法などの調査を行うとともに、今後の霊園の使用許可数などの推移を注視しながら検討していかなくてはならないものと考えております。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、コミュニティ施設の整備事業ですけれども、施設の中に一つも整備されていなくて、来年度も予定なしということですが、防災の観点からいっても、Wi-Fi整備というのは非常に必要だと思うんです。来年度の予算を取っていないということですが、全体として施設の予約システムをウェブでやられて

いるということで、IT化がどんどん進んでいる状況にある中で、コミュニティ施設については全くWi-Fi整備がないというのはやはり問題だと思うんです。ぜひこれについては検討していただきたいと思います。これはまた一般質問等でも取り上げていきたいと思います。

次に、空き家流動化促進事業ですけれども、今の説明でいくと、地域的には満遍なくというか、北広島団地のように空き家の数が非常に多いところでは減少率もそれなりにあるんですけれども、平成30年のときから5軒増えているということで、60軒減らしてもまた65軒増えている、そういう状況なんですね。そういう意味では、空き家対策についてはきちんと対応しないと、どんどん空き家は増えてくるという状況です。そういう中で、先ほどの他の委員の質問にあったように、解体補助については半分にするという状況というのはいかがなものかと思うんですけれども、ほかの事業との兼ね合いでという答弁ですけれども、解体補助をなぜ減らしてきているのかをもう一度説明していただきたいと思います。

それから霊園特別会計ですけれども、来年度60数個ということで見込んでいるということですが、空き区画数が525なので、10年ぐらいもつのかなという感じですが、全体的に霊園使用の将来見通しについてはどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それともう一つは、基金については取崩しているんですけれども、霊園管理基金については新たな積出しというのをしていないんですよね。これでいくと、基金というのは一体どれくらいもつんだろうか。運用について取り崩してはいるんだけれども、積出ししていないということで、基金の運用については何年ぐらいもつと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つは、そういう中で、指定管理者というのが行くということですが、来年度の見通しはどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、私のほうから霊園特別会計の件についてお答え申し上げます。まず、霊園についての将来見通しについてであります。今後の霊園の在り方につきましては、少子高齢化などの社会状況、それから公衆衛生や公共の福祉の見地から、お墓の需要と供給のバランスなども考慮して、今後検討してまいりたいと考えております。

それから、霊園の管理費についてですけれども、基金の今後の見込みにつきましては、現在の基金残高、それからこれまでの支出の状況などの見込みから、10年以上運用できるような状況にはないものと想定しております。

それから、指定管理制度の導入についてでありますけれども、霊園の指定管理制度の導入検討につきましては、平成30年度からの導入に向け指定管理者の公募を行ったところ、説明会に参加した事業者は2者ありましたが、応募なしという状況となり、その後も霊園の手続を行う事務所の設置なども含め、指定管理制度による継続的な事業の実施が厳しいという状況にあることから、指定管理者制度の早急な導入は難しいものと考えております。以上でございます。

川崎委員長

安田市民参加・住宅施策課長。

安田市民参加・住宅施策課長

山本委員の再質問にお答え申し上げます。空き家流動化の関係でございますけれども、補助額が減額というところでございますが、流動化の促進事業につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおり、推移につきましても、ほぼ予算の上限に達するというこの実績がありまして、今年度、20軒に関しまして追跡の調査を行ったところ、解体の跡地には12軒ほど家は建っているということを確認しておりまして、解体の動機づけというところでは有効なものであると判断しております。

金額につきましては、先ほど、ほかの補助事業との整合というところで申し上げましたけれども、リフォームの補助につきましては、工事費の10分の1で10万円を上限としております。リユース補助につきましては、工事費の5分の1で20万円を補助の対象としております。そういったところから、ほかの補助金との整合性といいますか、近づけるような形で、改めて住宅施策として今言ったように行っていきたいというところと、あとは解体をしていただいて流動化するというこの動機づけとしての効果につきましては、あると考えておりますので、このような形で予算計上をさせていただいているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

空き家流動化促進事業ですけれども、今いろいろと説明を受けたんですけれども、これもバス補助と同じように、5年たったら減額するという形で、政策の継続性だとか全体の考え方が一貫していないと私は思うんですね。そういう意味で、この点については留保して、市長にもう一回考え方を聞きたいと思いますので、総括質疑に上げたいと思います。

川崎委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

それでは、4点ほど質問したいと思います。最初に、市民生活費、街路灯整備支援事業、予算書77ページです。これは毎年聞いておりますが、町内会設置のLED街路灯の令和3年度での普及率はどれくらいまでいくと予想されるのか、まずお聞きします。

2点目、これはページ数なしで、市民環境部が取りまとめ役をして今議論を進めております西の里地区における公共施設の在り方、これは、西の里からも早く進めてほしいという声もあります。これに関しては各課にまたがって協議をしなければならないということがありまして、なかなか進んでいるようには思えないんですが、令和3年度でどこまで協議をするつもりなのか、お聞きをいたします。

3点目、有害鳥獣駆除対策、予算書121ページです。アライグマのわなの令和2年度の年間設置数と、アライグマの捕獲頭数はどうだったのか、実績をまずお聞きします。

4点目、生ごみ処理事業、125ページです。事業系一般廃棄物の生ごみ処理の令和2年度の目標達成度と令和3年度の見込みはどのように捉えているか、お聞きします。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。町内会設置のLED街路灯の令和3年度における普及状況でございますが、今、街路灯を維持管理する団体の意向等を基に試算したところ、令和3年度はLED灯が5,675灯に達する見込みとなっており、その結果、LED普及率につきましては、現時点では、令和2年3月末の街路灯総数6,121灯のうち92.7%になる見込みでございます。なお、令和2年度のLED化は140灯を今の段階で終わっておりまして、全体で180灯を予定しておりますので、その場合は90.4%までいく予定となっております。

西の里地区の複合施設の関係でございますが、令和3年度におきましては、複合施設の整備の内容の精査を行います。また、建設予定地案の検討、財源の調査、そして地域からの意見集約の方法の整理なども予定しているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、私のほうからは、有害鳥獣駆除対策事業と生ごみ処理事業についてお答えいたします。最初にアライグマの令和2年度の箱わなの設置数につきましては、令和3年の1月末現在で49台の箱わなを所有しており、年間の設置回数は約200回、捕獲頭数は191頭となっております。

次に、事業系一般廃棄物の生ごみ処理の今年度の目標達成度、それから来年度の見込みについてでありますけれども、令和2年度の事業系一般廃棄物の生ごみ処理量につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により飲食店などの事業活動が影響を受けるとともに、職員による事業所訪問指導についても中止をしたことなどにより、令和3年1月末現在の実績値が約325トンと、昨年度の同時期とほぼ同程度の収集量となっており、目標値の約4割にとどまる予定となっております。来年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しながらではありますが、事業所訪問指導の再開など、事業系生ごみの収集量増加につながる施策について推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問いたします。まず、町内会設置のLEDですね。今の課長の説明では、92%ぐらいまで順調に設置するといくのではないかという見通しで、再質問でお聞きしたいのは、このLEDを最初に設置した町内会でそろそろ10年近くなるのではないかと思いますけれども、LEDの耐用年数が約10年と言われております。そういうことで、町内会においては、もしかしたら、10年ぐらいたったら最初につけたものを交換しよう、こんなふうに考える町内会があっても不思議ではないと思うんですけれども、現在市の補助制度は、初めてつけるときの補助率は決まっていますけれども、10年たった2回目の更新時期、これに対する補助というものに関しては、まず達成率が90%以上になってから、また10年ぐらいたってから、それから考えますという答弁だったと思うんですが、今現在、市民課として2回目の更新を迎える町内会に対し

ての補助というものはどこまで議論されているのか、お聞きいたします。

次に、西の里の件では1件だけ、西の里の地元の町内会なり、また有識者なり代表の方の声は令和2年度で聞いたことがあるのかないのか、今までそういうのをしたことがあるのかどうか、確認をいたします。

それから有害鳥獣、アライグマに関してですけれども、箱わなが49台、200回の設置で191頭捕獲ということで、問題は、いわゆる作物の収穫時期に、みんな箱わなを設置したいわけですけれども、そのピーク時につけたいという農家の方の申出と箱わなの余裕ですね。申し込んですぐつけられているのかどうか。同じピーク時に皆さん一斉に箱わなをつけたいと申入れするわけですから、待たされている農家さんというのが実態としてどうなのか、お聞きいたします。

それから生ごみ処理については、企業訪問がなかなか十分にできない、また企業も、いわゆる入場者ですとか来客数の減少によって生ごみが増えるという要素が少ない、そういうことはコロナで分かります。では、令和3年度、市として生ごみを出していただきたい企業に、このコロナ禍で訪問活動が予定どおりできるのかどうか。場合によっては相手から拒まれるということも想定されると思うんですけれども、その辺りの見通しはどうか、お聞きいたします。

川崎委員長

志村課長。

志村市民課長

再質問にお答え申し上げます。まず、LED化の関係の交換議論についてでございますが、そもそもLED化のための補助率の3分の2につきましては、環境負荷の低減と支払う電気料金の軽減を目的としてLED化を誘導するため、2分の1の補助率を時限的に3分の2に設定したのとなっております。現在におきましては、LED化したにもかかわらず故障等が発生した場合は、LED灯の性質からいいますと、電球を取り替えるというのではなく、灯部全般を取り替える状態となっておりますことから、環境維持とか、当初の目的を維持するためにも加味して対応させていただいておりますが、今後LED化が100%に進んだ場合どのような負担割合になるかという部分については、検討していく必要があるものと考えており、結論には至っていない状態でございます。

もう一つの西の里の複合施設の関係でございますが、このコロナ禍においてでも内部ではいろいろ施設の機能の内容など精査してきましたけれども、そういった部分も決まっていく中で、町内会の皆様等々との話になっていくと思いますので、令和2年度においては、そういった場は設けていない状態でございます。以上でございます。

川崎委員長

阿部課長。

阿部環境課長

それでは、藤田委員の再質問にお答えいたします。最初に、アライグマの箱わなの設置状況についてでありますけれども、設置につきましては、基本的には農家の畑を優先して設置し、収穫期に農作物の被害がないよう対応しているところでありまして、農作物の収穫期に当たる繁忙期におきましては、そう多くはありませんが不足する状況もありますことから、そこは農政課、関連部署と連携をしながら対応してまいりたいと考えております。

それから、事業系生ごみの事業所訪問についてでありますけれども、現在もコロナの感染状況はあまりよ

い方向には向かっていないというところもありますけれども、来年度につきましても、コロナの状況を見ながら再開ができれば再開したいと考えており、それに加えて、クリーンセンターにおける展開検査なども現在予定しております。それから、改めて生ごみの分別について周知、啓発などを行いまして、粘り強く生ごみの分別の協力を周知して、事業系生ごみの収集量の増加につなげていきたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

西の里の公共施設の在り方に関しましては、第5次計画の中でも、私も、いろんな議員も質問しましたけれども、方向性がなかなか進まないということもあります。また、第6次総合計画が新年度からスタートしますけれども、地元の方から早期の事業計画を示してほしいという声もありますので、第6次の中でどの位置に位置づけるかというのは市長の判断もあると思いますので、これは留保して、総括で市長に聞きたいと思えます。以上です。

川崎委員長

以上で、市民環境部所管の総務費、衛生費、商工労働費及び霊園事業特別会計予算の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時21分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、民生費の子ども発達支援センター費を除く社会福祉費、医療給付費及び生活保護費の質疑を行います。

永井委員。

永井委員

では、私から、予算書87ページの生活困窮者支援事業と、ほか3つ、4つ伺います。まず生活困窮者支援事業ですが、予算自体が前年比増になっているんですが、この理由と、増になった内容がどのように変更されるのか、拡充されるのかなどについて、具体的な内容について伺います。また、現行で行っている事業は委託しているかと思うんですけれども、こちらのほうについて、事業内容の把握をどのようにされているか伺います。

あと、予算書から外されているんですけれども、昨年の事業として行われていた働きづらさを抱える方々への就労支援事業が2021年度予算では事業から外れているんですが、こちらの理由と、今後このような同様の内容の事業を取り組んでいくのかどうかについて伺います。

同じく87ページの社会福祉等団体活動支援事業で、毎年ほかの委員からも上がっているんですけれども、民生委員・児童委員、また保護司の不足がなかなか解消されないということで、この解決策の具体的取組を

この間どのように市のほうでは行ってきたのか、伺います。

医療費についてですが、予算書107ページになります。ひとり親家庭等医療費助成事業と、子ども医療費助成事業について伺います。まず、ひとり親家庭のほうですが、現在親の入院費のほうは助成されていますけれども、通院費まで助成した場合の試算計上はどのようになるのか、また拡充の検討は、通院を今後検討されているのか伺います。子ども医療費につきましても、毎回取り上げていますので、担当課のほうも重々承知しているかと思うんですけれども、まず高校生まで現行の1割助成した場合、また中学生まで無料化した場合、さらに広げて高校生まで無料化した場合についての試算計上をお知らせください。

川崎委員長

鈴木福祉課長。

鈴木福祉課長

永井委員の質問については、生活困窮者のほうからお答えさせていただきます。令和2年度当初予算と比較して令和3年度の当初予算が増えた理由ですが、コロナ禍における住居確保給付金が非常に増大しており、これをそのまま上乘せという形になり増大しております。

続きまして、生活困窮者自立支援事業の内容についてでございますが、事業といたしましては、必須事業2事業、市町村の任意事業4事業を現在実施しており、相談件数といたしましては、一部重複がございますが、生活困窮者自立支援事業全体での相談で145件、それから家計改善支援が33件、一時生活支援が3件、就労準備支援が7件などとなっております。また、定期的に事業者との間で支援調整会議を開いて、詳細な現段階での事業状態を把握しているところです。

主な事業の内容ですが、例えば家計改善事業の場合は、ある様式に家計の状態を写して見える化をすることによって、家計の問題を一緒に取り組むというようなことをやっております。一時生活支援につきましては、輝美町にある「ほこしあ」に1室確保しており、住宅のなくなった方が緊急の場合は使える状態にしております。就労準備支援事業につきましては、企業見学ですとか、ハローワークへの同行訪問だとかを中心にやらせていただいております。

続きまして、働きづらさを抱える方々への就労支援事業につきましては、この事業が来年度予算にないということですが、今年度予定しておりました当該モデル事業につきましては、コロナウイルスの蔓延の状況により、対象者の把握や受入先の企業の開拓というのが困難な見通しになり、受託を希望していた法人において事業の履行を断念したという経緯があります。来年度につきましても、該当する事業者もなく、また北海道でも事業を中止する予定になっていることから、本市においても予算化していないものでございます。

最後に、社会福祉団体等活動支援事業についての質問にお答えします。民生委員・児童委員の欠員解消の取組といたしましては、今年度におきましては、民生委員連絡協議会の役員からの紹介ですとか、町内会・自治会の会長への推薦依頼を行いました結果、3名の委員の委嘱を実施したところでございます。保護司につきましても、保護司の欠員解消の取組といたしまして、現在保護司をやっている皆様方からの候補者の紹介、それから市議会議員の皆様への協力依頼を行った結果、今年度は2名の保護司を委嘱することができたところです。以上です。

川崎委員長

林保険年金課長。

林保険年金課長

それでは、私のほうからは、ひとり親家庭等医療費助成事業及び子ども医療費助成事業に係るご質問についてお答え申し上げます。まずひとり親家庭等医療費助成についてですが、親の通院医療費を現行基準で助成した場合について、近隣市の実績を参考に試算いたしますと、約1,600万円となるものであります。本市のひとり親家庭等医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業の助成基準に準拠しておりますことから、現時点では市単独での助成拡大は考えていないところであります。

次に、子ども医療費助成につきましては、それぞれ試算いたしますと、現行基準により高校生を助成した場合は約2,100万円、中校生までを無料化した場合は約1億7,200万円、高校生までを無料化した場合は約2億700万円となるものであります。本市の子ども医療費助成事業につきましては、北海道医療給付事業に基づき助成を行っているところでありますが、子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、段階的に小中学生の入院について1割負担となるよう拡大を図ってきたところであります。限られた財源の中で長期的な見通しを持って有効な子育て支援策等を選択し、制度の安定的な実施に努めていく必要があるものと考えておりますことから、現在の助成制度を継続してまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

先ほど、働きづらさを抱える方々への就労支援事業ということで、今後同様の取組は行われる予定なのかというのは初回質問で聞いたんですが、そのお答えがなかったかと思しますので、それについてもう一度伺いますことと、あと生活困窮者支援事業についてですが、委託事業所と定期的に協議、会議などを行い進めていっているということですが、実際、例えば学習支援については、大学生ボランティアなどにもお願いして、子どもたちと関わってもらっているかと思うんですが、現在の学生たちのボランティアについての評価といいますか、子どもたちの反応だとか、保護者の評価だとか、あとは事業所からどのような意見が上がっているかということについて、具体的に示される範囲で構いませんので、お知らせ願いたいと思います。

あと、社会福祉等団体活動支援ですが、保護司につきましては、私も今年度から実際に関わることになりましたので分かるんですけども、連絡協議会や自治会・町内会の皆さん頼みということでは、なかなか充足されるのが難しいのかなとすごく自分に関わるようになって実感するようになったんですが、例えばほかの対策といいますか、さらに広げた声かけだとかアプローチの仕方をどのように考えていらっしゃるのか、伺います。

あと、ひとり親家庭、子ども医療費関係ですけども、課長から今示されましたように、数字的なところは理解いたしました。例えば子ども医療費を、今年度から石狩市が小学校6年生まで入院、通院とも無償化したことはご存じかと思うんですけども、例えば当市で子ども医療費を小学生まで無償化した場合は、事前に頂いた資料から単純計算しますと、1億4,900万円ほどのお金で大体行える。また、ひとり親家庭の通院も助成した場合、これは大体、入院、通院と合わせて1,800万円ほどで行えるということですので、ぜひこれは前向きに拡充に向けて検討していただきたいと思います。全国的にも、また石狩管内の中でも、当市が中学生まで入院、通院とも助成をしたということは、本当に先駆的な取組だと思うんですけども、今はさらに全国的に無償化というように各自治体が動いていますので、ぜひ当市でも考えていただきたいと思います。その辺りについて伺います。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

まず、働きづらさを抱える方々への就労支援事業の今後の展開ということですが、今のところは、先ほど申し上げたとおり、北海道が事業を下りている状態なので、来年度については今のところは保留しているところですが。

生活困窮者自立支援事業の中の学習支援における学生の配置状況ですが、現時点でコーディネーターの方を含めて26名の先生方のうち、大学生が15名いらっしゃいます。主な大学としては、星槎道都大学、北海道教育大学、北海道大学といった学生が15名いらっしゃいまして、我々もぼるとのほうに行って伺ったところによると、中学生の方と年が近いものですから、話しやすい、親しみやすいという話を聞きます。効果としては、子どもたちは学習支援には来てほしいんですけども、途中でやめてしまったらどうしようもないので、継続する意味で、学生がいてくれたほうが非常にありがたいと現時点では考えているところでございます。

社会福祉等団体活動支援事業の中で、これからの保護司ですとか民生・児童委員の方々の拡充方法ということでございますが、我々もいろいろな手法で、先ほど言ったように、市議会議員の方に協力を仰ぐなど行っているんですが、もう少し広く関係機関と協力することを考えるのも含めて、これから調査してまいりたいと考えております。以上です。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

再質問にお答え申し上げます。ひとり親家庭医療費助成と子ども医療費助成の部分でございますが、石狩市が小学6年生まで拡大しているということは把握しているところでございます。ただ、財源も含めいろいろ課題もありますことから、いましばらくは現行の制度の形で実施、継続してまいりたいと考えてございます。以上です。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

子ども医療費等につきましては、全国市長会でも、国が全国一律の子どもの医療費助成制度をつくるように提起しているということは、これまでの一般質問の中でも伺っておりますので、この辺りについて、現在どのような経過をたどってきているか、また実際現状どうなっているのかということも市長にお聞きしたいので、ひとり親家庭と子ども医療費、この2つを留保いたします。

川崎委員長

ほかにございませつか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

まず、障がい者団体活動支援事業について伺います。新年度予算の査定方針として、予算全体として、財源不足に対応するための全庁的な経費削減の下、組まれた予算案ということで資料を頂いています。その中で、予算に関わる資料をいろいろ拝見したところ、市民活動団体への補助や交付される予算額についても、軒並みこれまでより減額となっている事業が多く目につきました。昨日は、きたひろ.TVの協働事業について、予算減について確認したところですが、ここでの審査では障がい者団体の補助金について伺います。

今年度は、補助交付金額が大体10万円台から30万円弱の予算計上となっていたところ、今年度はそれが1万円から3万円ぐらいに減額となっています。障がい者団体の各団体の活動規模はそんなに大きくはないものと思えますけれども、1万円から3万円の減額はやはり活動にも大きなダメージや負担となってしまうのではないかと懸念いたします。その予算計上に至った各市民団体との協議経過の過程、要望や合意の経過など、どのように話し合ってきたのかお伺いします。

次に、高齢者保健推進事業について伺います。これは新規事業ということで643万2千円ということで計上されています。こちらの事業の具体的な進め方について伺います。人件費の報償費のほうの計上もありますが、専任スタッフを新たに配置するのかなどについても教えてください。お願いします。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

鶴谷委員のご質問の障がい者団体活動支援事業についてお答えいたします。当該事業に係る補助団体は3つありまして、身体障害者福祉協会、北広島市聴力障がい者協会、しょうがい児者を持つ親の会に対しましては、事業執行に係る予算減額への協力を求めて、ご理解をいただいているところであり、補助団体へは丁寧な対応に努めているところであります。その中で一定のコンセンサスを得ていると考えているところです。以上です。

川崎委員長

影久健康づくり担当参事。

影久健康づくり担当参事

私のほうから高齢者保健推進事業についてお答え申し上げます。高齢者保健推進事業は、健康寿命の延伸と、医療、介護などの社会保障制度の安定に向けて高齢者の健康づくりを推進する事業でございます。当市の高齢者がどんな病気によって医療費が高額となり、介護が必要になっているかについて、健診、医療、介護のデータを使って分析したところ、高血圧や糖尿病などの生活習慣病が脳血管疾患や心臓病、人工透析などへと重症化することで医療費を押し上げ、介護が必要な状態となっていることが分かりました。この実態を踏まえ、後期高齢者健診の検査項目に、これまで希望者に実施していた心電図検査と腎臓の機能検査を必須項目とし、後期高齢者健診の結果が一定基準を超えた方に対して受診勧奨や食事、身体活動について個別の保健指導を行い、生活習慣病の重症化予防を図ってまいりたいと考えております。また、栄養状態を示す血清アルブミン検査を健診の検査項目に追加して、低値であった方に食の個別相談を実施する予定です。このほかに、地域のサークルなどに出向いて健康づくりや介護予防について動機づけを行うミニ健康講座や、健康増進講演会を開催する予定でございます。

この事業に関わるスタッフについてでございますが、これまで地区担当制により複数のスタッフで特定健診後の保健指導を実施しているところであり、後期高齢者の方への保健指導につきましても、現行の地区担当制の中で実施してまいりたいと考えておりますので、令和3年度につきましては、スタッフの増員等はありません。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問です。障がい者団体活動支援事業についてですけれども、ただいまの説明を伺って理解しました。ですが、予算の下、活動を進めていく上で、やっぱりこういう事業を取り込むとか、こういう連携体制を、情報共有の機会を持ちたいとなった場合、団体の活動状況に応じて相談に乗って、活動を萎縮させないための支援に対応していくべきと考えますが、これについて見解を伺います。

それから、高齢者保健推進事業のほうです。きめ細やかな健康管理が広がっていくということが説明で理解できました。実際に訪問件数の見込みについて、1人地区担当のスタッフ当たり何件程度担当していく見込みを考えているのか、伺います。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

障がい者団体活動支援事業についての再質問にお答えいたします。今後につきましても引き続き予算縮減への理解は求めていく形にはなると思いますが、その中で、各障がい者団体の事業予定や要望等を踏まえながら丁寧に検討を行って、話し合いをしながら進めていきたいと考えております。以上です。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

高齢者保健推進事業についての再質問にお答え申し上げます。訪問等の見込み数は合計で160人を予定しております。保健師、管理栄養士約15人ほどで担当してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

高齢者保健推進事業のほうで重ねて質問します。訪問指導の中で重症化が防げるという取組ですけれども、健康状態によって受診や通院を進めていく際、高齢世代で交通手段が課題になってくると思います。それは、家族のサポートが受けられない方ですとか、または収入面、経済的問題でその病院に行くためのタクシー代や交通費の確保が難しいということで通院できない、断念してしまうというケースもあるかと思えます。

そのような生活課題の実態がより具体的に見えてくる事業になるのではないかと私は考えます。関係する市の施策づくりに反映できるように、そうした課題もしっかり共有していくべきと考えますが、見解を伺います。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

お答え申し上げます。高齢者の方の様々な課題に対して、庁内で情報を共有して施策に生かすようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

私からは3点質問します。まず福祉人材確保対策事業、予算書91ページ、附属資料6ページです。まず、2020年度（令和2年度）の支援金の交付状況はどうなったのか、また、それを踏まえて、21年度は福祉人材確保をどの程度目標として考えているのか、お尋ねします。

2点目です。高齢者保健推進状況、予算書109ページ、附属資料12ページ。ただいまも質問がありましたけれども、それに追加する形で、例えば高齢者の健診後の重症化の予防保健指導というのは、訪問ということだと思うんですけども、食の個別相談とかそういうものは希望者が対象なんでしょうか。また、その場合、訪れてどこかのところに行くのか、それとも来て相談を受けていただけるのか、その点についてお尋ねします。

3つ目です。生活保護費などの支給事業です。これは、予算書109ページ、附属資料12ページです。2020年度（令和2年度）コロナ禍の中での申請者数と決定数はどのような状況なのか、またそれを踏まえて、2021年度（令和3年度）の見通しについてお尋ねします。

川崎委員長

工藤高齢者支援課長。

工藤高齢者支援課長

私から福祉人材確保対策事業についてお答えいたします。福祉人材確保対策就労支援金についてですが、今年度の2月末時点での実績につきましては、新規就労者が94名、うち市外からの転入者が11名、また6か月継続勤務該当者は77名となっております。

次に、新年度の見通しにつきましては、今年度と同程度の交付を見込み予算を積算したところでございます。以上でございます。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

私のほうから、高齢者保健推進事業についてお答え申し上げます。食の個別相談につきましては、健診で血清アルブミン検査を実施し、その値が低かった方に対して個別相談を実施するものです。高齢者の方は、生活背景や健康状態など個別性が高いことから、地区会館での面談や家庭訪問により個別において指導を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

生活保護費についてお答えいたします。令和2年度の生活保護申請者数についてであります。79件の申請に対して決定が72件となっております。72件と79件の差につきましては、境界層該当世帯が6世帯、それから諸般の事由により取り下げた方が1世帯となっております。令和3年度の見込ですが、今のところそれほど大きく増えるでも、大きく減るでもない。件数はそのまま今の状態で見込んでいるところです。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

福祉人材確保対策事業の再質問です。福祉という分野においては、子どもに対するもの、そして高齢者に対するもの、これが大きく両輪だと思うんですね。当市におきましては、きたひろ手当という保育士に対する施策がありまして、これは非常に有効だと思います。それに対して、福祉でも介護士に対する部分というのは若干弱いのかなと思います。両方とも進めていかなくてはならない。特に高齢者の場合におきましては、2025年というのは団塊の世代が後期高齢者に入ってくる年代です。これからますます介護士につきましても十分必要になってくると考えられます。そういった部分で、事業の見直しというか、増員するための予算の増額とかということは考えていないのか、お尋ねします。

次に、生活保護費など支給事業について再質問します。こちらに関して、今の答弁にありまして、新年度の見込みはそんなに変わらないという話でした。しかし、前年の予算が9億5,103万5千円に対して新年度が10億5,207万6千円と、予算が約1億円増えているんですね。この1億円が増えた理由というのは、人数が変わらないのになぜこれだけ上乗せになったか、そのことについてお尋ねします。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

人材確保対策についてであります。就労支援金につきましては、制度継続を望む声を事業者から多数いただいているところでありまして、引き続き実施してまいりたいと考えております。また、新たな施策につきましても、事業所及び大学との連携、他市の事例等を調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

生活保護の再質問ですが、件数が増えていないけれども保護費としては増えているという部分で、一番大きいのが医療扶助です。今年度の状況を見ましても、高齢世帯の割合が増えたことから、心筋梗塞ですとか脳梗塞になられる方が増えています。一度そうなされると当然その後の医療費も増嵩してきますので、医療扶助の部分が増えております。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

福祉人材確保対策事業におきまして、介護士におきまして、保育士におきまして、人材の不足というのが全国的に叫ばれております。新しい人材に対して、いろんな町とか施設ごとの奪い合いというのが実は起きています。この点に関して市長の見解を私もう一回伺いたいの、これは留保したいと思いません。

また、生活保護など支給事業に関しましては、高齢者が増えるということで、それで医療の扶助の増大というのが分かりました。ただ、これから、コロナの状況にあつてまた増加してくる可能性も多いと思しますので、その辺りに関しては丁寧な対応をお願いいたします。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

私からは、生活困窮者自立支援事業、予算書の87ページ、附属資料11ページの点についてお聞きしたいと思えます。1点は、事業として行っている学習支援についてです。過去3年の利用実績はどうなっているのかということ、それから、過去にも一般質問で質問したんですけれども、支援する会場等今1か所ですけれども、それをもうちょっと増やすことができないのかということについては、指導者の確保が課題であるということが過去に言われておりました。先ほども永井委員からの質問の中で、学生の指導員が非常に増えてきているということで、学習指導者の確保というのが、学生を中心にもっと確保できるのではないかと思います。そういう意味で、支援会場等の事業の拡充についてどう考えているのか、お聞かせ願いたいです。

それから次に、就労支援ですけれども、今、生活困窮者の自立支援機関が生活困窮者に対する就労支援を行って、結果的に生活保護も受給できるということになると、生活保護のほうに移行するという事になって、制度的にはそこで分かれていくというのは理解するんですけれども、生活困窮者自立支援が今まで就労支援とかいろいろ関わってきているということを見ると、生活保護を受けたので、あとは生活保護のケースワーカーのほうに全部お願いしてしまうというのは、ちょっと人的ケアの部分でも切れてしまうということで、その辺りは制度的な問題があつても、就労支援については引き続き自立支援機関が関わられるような形が取れると、円滑に就労支援についてはできていけるんじゃないかと思うんですね。その辺りは制度的な問

題があると思うんですけども、柔軟に対応できないかどうかお聞きしたいと思います。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

山本委員の質問にお答え申し上げます。まず、学習支援の実績についてであります。登録生徒数でいきますと、平成31年の3月現在で41名、令和2年3月現在で同じく41名、今年度ですけれども、3年2月現在で22名となっております。今年はコロナ禍の影響もあり、少なめの生徒数となっております。今山本委員のおっしゃった会場の拡大ですとか、指導員の拡充ということですが、現段階はコロナということもあり、リモートのほうに軸足を持ってきており、現段階では、会場の拡充だとか、それに伴う指導員の確保強化については計画していないところでございます。

続きまして、生活困窮者自立支援事業における就労支援ですが、生活保護受給者に対する就労支援については、生活保護に至った方につきましては、生活保護の就労支援員がいらっしゃいますので、そちらのほうのサポートの支援員の方と綿密に引継ぎをしまして、引き続き就労支援を行っているところでございます。制度のほうの生活困窮者支援制度自体が今拡充されており、サポートのほうでも、就労支援をそのまま生活保護を受けても継続できるような制度もありますが、現段階では委託には組み込んでおりませんので、生活保護のほうに引き継いで就労支援をしているところでございます。以上です。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

令和3年度で22人ということで非常に減っているんですけども、そもそも平成31年のときから41人で推移しているんですけども、教育委員会が出している「きたひろしまの教育」で対象になる就学援助の人数を見ると、令和元年度でいきますと就学援助の中学生だけで288人、いるわけです。その就学援助を受けている人を対象に、生活保護もプラスして学習支援の事業が行われていると考えますと、この41名というのも、努力されているいろいろされていると思うんですけども、まだまだ7分の1という状況ですので、まだまだ多くの学習支援を行うことが求められているのではないかと思います。そういう意味で、今コロナでリモートもあるということですが、就学援助の人数から比べてもっと学習支援を膨らませていく、そういう必要があると思うんですけども、周知の問題ですとか、それから先ほど言った会場の問題とか、指導員の確保の問題とか、課題は非常にあると思います。ですから、就学援助の方を含めた中学生のニーズ調査なども含めて、どういう形で学習支援を進めていくのかという検討をしていくべきじゃないかと思うんですけども、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、就労支援については、制度的には生活困窮者の自立支援機関が、生活保護の適用を受けても指導できるという状況にはあるけれども、予算的にはそういう形になっていないということなので、これは確かに生活保護の方にも専門員がいるんですけども、特に移行期については、そういう形でのケアとかそういうのをきちんとやっていく必要があると思いますので、予算的にもこれは検討していただきたいと思うんですけども、それについての見解をお伺いしたいと思います。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

再質問にお答えいたします。まず学習支援の周知方法ですが、現段階では、ホームページ、広報はもとより、就学援助ですとか児童扶養手当を市から出す書類の中に、ぽるとの学習支援のチラシを折り込ませていただいて周知をしているところですので。その周知方法でいけば、今山本委員のおっしゃった280数名の就学援助の方々は、間違いなく1回はチラシを見ていると考えられます。それでも、家族の判断で学習支援に来ないということと考えておりますが、周知方法については、これからもSNSの活用などを調査研究してまいりたいと考えております。

もう一つ就労支援ですが、今、生活保護の就労支援員の動きにおいて、基本的には成果が出ており、生活保護を受けた後に就職が決まったりされている方もいらっしゃるのですが、現段階では、そのままぽるとのやり方を引き延ばすのではなく、引継ぎをした上で、生活保護のほうの就労支援員の活用を考えているところですので。以上です。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

いろいろ周知されているというのは分かりますけれども、チラシだけでなく、人的なお誘いというか、友達からのお誘いもそうですし、やはり学校の先生がきちんと状況を見て、こういう制度があるんだけども受けてみないかというような形で働きかけていくことも非常に重要だと思います。そういう意味で、教育委員会のほうとの連携をもっと強めていただきたいと思います。

それから、就労支援のほうは、就労支援員の方もきちんとやられて成果が出ているということなので、その点については、制度の仕組みですとか、就労支援についての連携の方策なんかについて、今もされていると思いますけれども、研修を一緒にやるだとか、いろんな同行支援についての事例研究ですとか、そういう点での連携をもっと深めていただきたいと思います。以上です。

川崎委員長

午後1時まで休憩いたします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後0時59分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

質問を続けます。

佐々木委員。

佐々木委員

私のほうからは、障がい者地域生活支援給付事業についてお伺いいたします。予算書は91ページ、附属

資料は9ページです。こちらの移動支援事業について、地域生活及び社会参加を促進するために、ヘルパーが付き添い、外出を支援するものですが、文化的な活動とか学び直しなどに向けて、定期的・継続的な利用も想定されているのかどうか、お尋ねいたします。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

佐々木委員の質問にお答えいたします。当該事業につきましては、利用回数に制限は設けておりません。サービス利用に当たりましては、利用者の個別ニーズや課題を踏まえ、サービス提供事業者が支援計画を作成して、それに基づいて適切なサービスを行っているという形になっております。以上です。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、2点質問いたします。生活困窮者自立支援事業、午前中でも中学生の学習塾の質問が出ていたけれども、違う角度で質問します。きたひろチャレンジ学習塾のこの3月時点での卒業人数、3年生が何人卒業するのか、それから、今年1年間の効果をどのように分析をしているか、それからまた令和3年度の新入生が大体どれくらい入ってきそうなのかという人数をお聞きします。

次に、ふれあい温泉事業、89ページ。ふれあい温泉の令和2年度の利用状況、それから令和3年度新しく65歳に到達されて対象となる年齢の方が市内で何人ぐらいになれるのか、この点をお聞きします。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

藤田委員のご質問にお答えします。令和3年3月に卒業する予定の子どもたちは6名です。希望校に関する可否につきましては、これから受験、それから結果が出るということで、一部の通信教育を除いて結果待ちの状況となっております。コーディネーターの先生の話によりますと、入った頃よりは確実に学力が上がっていると伺っております。以上です。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。ふれあい温泉事業についてであります。今年度の1月末時点の利用実績につきましては、延べ利用者数は1万874人で、前年度同時期と比較し8,527人、44%の減となっております。

次に、令和3年度中に65歳に到達する方の人数につきましては、860名程度の見込であります。以上でございます。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。今1回目で聞いた令和3年度の新入生が何人くらい入るのかということが1点。それから、先ほど午前中の山本委員の質問でも出ていましたが、リモートで一部授業をしているということで、そのリモートの端末が何台あって、利用状況は令和2年度はどうだったのか、その効果を含めて解説をお願いします。

それから、ふれあい温泉に関しましては、コロナ禍なので、外出そのものを控えるということで、44%減はやむを得ないのかなと思います。それで、再質問としましては、このふれあい温泉事業ということが、今の手続からいきますと、温泉に行って窓口で私は65歳になっていますということで、初めてそこで利用券をもらうというシステムなので、1つは、温泉に行かないとその手続ができないということで、中には、このふれあい温泉事業のことを知らないでいる65歳以上の方も若干いるのではないかと思います。そういう意味で、広報紙で周知しているというのは承知しているんですが、市では65歳に達すると介護保険証を到達した方に出されていると思うんですが、そういうような対象となる方に通知するときに、65歳以上の方が受けられるサービス、そういったものと一緒に同封して、こんなサービスを市でやっていますよとお知らせするというような周知方法も検討できないかと思うんですけど、それに対しての見解をお聞きます。

川崎委員長

鈴木課長。

鈴木福祉課長

再質問にお答えいたします。先ほど、すみません、漏れていました。来年度の入校見込につきましては、卒業生と同数の6名と見込んでいますと伺っております。

リモート授業につきましては、リモートの端末は、指導者側のほうには5台用意しており、生徒のほうはスマホ、もしくはご自分のパソコンでという形でやっております。今年度の実績では、22名の生徒のうち5名がリモートでやっていて、それ以外の方はどうしてもコロナ禍であっても対面で塾に来たいというお子さんがいらっしゃるので、そのことについてはもちろん構いませんので、そちらのほうの対応もしているという形になっております。令和3年度におきましても、リモートと対面方式を併用して授業を展開していきたいと考えているところです。以上です。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

ふれあい温泉事業の周知についてでございますが、委員ご提案の内容につきましては可能なことと思しますので、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

以上で保健福祉部所管の民生費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時05分

再 開 午後1時06分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、衛生費のうち保健衛生費の保健衛生総務費及び健康推進費の質疑を行います。

木村委員。

木村委員

それでは、2点質問させていただきます。予算書の117ページ、食育推進事業についてお伺いします。今年度は予算は8万8千円だったんですけれども、新年度は34万円であります。事業内容を見ますと同じであるのに対して、金額が増えている理由についてお伺いします。

もう1点、フッ化物洗口推進事業についてお伺いします。今年度予算が166万5千円だったんですけれども、新年度は80万円と減額になった理由についてお伺いします。

川崎委員長

高嶋健康推進課長。

高嶋健康推進課長

木村委員のご質問にお答え申し上げます。食育推進事業についてであります。市の第2次食育推進計画の計画期間が令和3年度までとなっておりますことから、令和3年度予算につきましては、第3次計画の策定に係る経費を計上させていただいているところです。具体的には、市民アンケートの実施に係る費用、あとは食育推進懇談会の開催に係る費用などを計上しております。

続きまして、フッ化物洗口推進事業についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により現在事業を休止しているところではありますが、現在の感染状況を踏まえ、令和3年度4月当初からの再開につきましては困難な状況であり、令和3年度の予算額につきましては、前年度と比べて減額となっております。なお、事業の再開時期につきましては、今後の感染状況を注視しながら、学校などの現場とも協議の上、決定をしていきたいと考えておりますが、年度途中からの再開が可能となるよう、6か月分の経費について予算計上をさせていただいたところでございます。以上であります。

川崎委員長

木村委員。

木村委員

ただいまのご答弁の中で、アンケートをされるということなんですが、いつ頃から何名ぐらいアンケートを予定しているのかということと、懇談会もされるということなんですが、どういうメンバーなのかお伺いします。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

お答え申し上げます。まず、アンケートの実施時期と対象者数ということでございますけれども、夏頃までをめどに実施をしたいと考えておまして、1千名の無作為抽出で実施したいと考えております。

また、食育推進懇談会のメンバーの関係でございますけれども、構成メンバーにつきましては、北広島商工会、ホクレン農業協同組合、幼稚園協会、PTA連合会など、市内団体の代表者8名と一般公募市民の2名、合計10名の構成となっているところであります。また、開催回数につきましては、第3次の策定に係る審議のために、令和3年度におきましては3回の開催を予定しております。以上であります。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

私から2点お伺いをいたします。まず1点目は、PCR検査センター設置事業についてであります。予算書は113ページ、資料は12ページであります。予算として1,560万円という額で計上されておりますが、設置の期間はどのくらいの期間の設置を想定しての予算計上なのか、お伺いをいたします。

それともう1点、私も食育推進事業について追加でお伺いをしたいんですが、今ご答弁があったほかに、事業内容としまして、食育推進講演会ですとか、出前食育講座ということが記載されておりますけれども、来年度におけるこういった事業の具体的なタイムスケジュールを時系列で教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

青木委員の質問にお答え申し上げます。まず、PCR検査センターの設置事業についてでございますが、本センターは北海道からの委託を受けて、令和2年9月1日に開設をしたところでありますが、現時点におきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通すことができず、令和3年度末までの12か月分の経費を見込んでいます。なお、設置期間につきましては、今後の感染状況等を踏まえ、北海道と調整を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、食育推進事業についてでございますが、令和3年度におきましては、乳幼児健診や特定保健指導等における栄養指導、食育講演会や健康情報展等における啓発事業などに加えまして、市の第2次食育推進計画の計画期間が令和3年度までとなっておりますことから、第3次計画の策定に向けた作業に取り組む予定であります。計画策定のスケジュールにつきましては、夏ぐらいをめどに市民アンケートを実施し、関係団体の代表者や公募市民により構成されている食育推進懇談会において協議の上、12月までには素案をまとめてまいりたいと考えております。また、素案につきましてはパブリックコメントの手続を行うとともに、議会に対しましても随時報告を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

再質問させていただきます。PCR検査センターは令和3年度いっぱいということですが、この点は、確認ですけれども、北広島医師会さんとも意思統一ができている中での予算計上ということによろしいですか。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

PCR検査センター事業の関係についてでございますけれども、現在、PCR検査につきましては、事前に検体の容器をお配りして、ご自宅で採取いただいて、それをセンターのほうに提出いただく方式であり、現在のところにつきましては、医師及び看護師の派遣は、いただいているところでございますが、医師会とは随時意見交換しているところでございますので、青木委員がおっしゃられた部分を含めまして、意思統一のほうは行っているところでございます。以上であります。

川崎委員長

青木委員。

青木委員

すみません、もう1点だけ。食育推進のほうで、食育推進講演会ですとか、こういった出前講座というのは、開催時期というのは今のところ何月頃とかというのは考えておられるのでしょうか。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

食育講演会の開催時期についてであります。秋ぐらいを予定しております。以上であります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

佐々木委員。

佐々木委員

私のほうからは、フッ化物洗口の推進事業について伺います。先ほど6か月分の予算ということで伺ったんですけれども、学校現場で再開するときに来ましたら、どのような対策を考えているか伺います。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

佐々木委員の質問にお答え申し上げます。フッ化物洗口についてでございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を休止しているところでございます。フッ化物洗口の再開に当たりましては、今後の感染状況を注視しながら、学校など現場と事前に協議を行った上で、感染防止対策についても徹底の上、実施をしてみたいと考えております。以上であります。

川崎委員長

佐々木委員。

佐々木委員

その際には、ぜひいろいろなことに気をつけて取り組んでいただきたいと思いますし、本来であれば、そういう状況で虫歯予防というのは、どっちが重いのかなという感じでもあるんですけども、よくよく現場の皆さんの声を聴いて考えていただければと思います。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

私のほうから、がん検診の推進事業、予算書115ページで附属資料13ページですけれども、特定年齢者に対するがんの受診ですけれども、平成2年度の受診実績と、こうした受診によってがんの発見についてどういった効果が現れているのかという辺りの効果について、教えていただきたいと思います。今後の受診見込についてどうなっているのかということも併せてお伺いしたいと思います。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

山本委員のご質問にお答え申し上げます。がん検診推進事業についてでございますが、12月末時点における令和2年度の受診者につきましては、胃がん検診が547人、大腸がん検診853人、肺がん検診797人、乳がん検診548人、子宮がん検診498人、肝炎ウイルス検診598人となっているところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により送迎バス検診や集団検診等の中止などの影響もあり、前年度の同時期の件数の約6割となっております。

また、精密検査数及びがん発見者などの数につきましては、最新の令和元年度のデータで、胃がん検診の精密検査者が62人、がん発見数ゼロ人、大腸がん検診の要精密検査が115人、がん発見数が4人、肺がん件数の要精密検査が48人、がん発見がゼロ人、乳がん検診の要精密検査が26人、がん発見数が5人、子宮頸がん検診の要精密検査が32人、がん発見数が2人、肝炎ウイルス検査につきましては、陽性者が11人となっております。

令和3年度の取組につきましては、検診機関と連携し感染防止対策を徹底の上、送迎バス検診や集団検診の機会の確保に努めるとともに、市広報紙や個別通知においてがん検診の重要性や検診時における感染予防対策の実施などについて周知を図り、コロナ禍の状況ではありますが、受診率の向上を図ってまいりたいと

考えております。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

今の受診者は6割ぐらいになっているということなので、なかなかコロナの中で大変かと思えますけれども、進めていただきたいと思えます。1点お聞きしたいんですけど、精密検査とがんの発見の数を教えていただいたんですけども、この数というのは、一般的に結構発見率というのは効果があったと見ていいんでしょうか。検診の中での発見率というのは一般的に言ってどうなんでしょうか。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

お答え申し上げます。北広島市のがん発見率につきましては、国などと比べても多いものというようには認識していないところでございます。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

発見数が多いとがんの人が多いということだから、あんまり発見数が増えるのもあれなんですけれども、こういう検診を受けるとがんの発見があるということも受診の動機に非常になっていくと思えますので、そういうことなんかも広報して、がん検診の促進を進めていただきたいと思えます。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

では、3点お伺いします。まず、妊婦健康診査通院支援事業について伺います。予算書117ページ、附属資料は13ページです。まず今年度の助成件数と出生届出数などの状況について伺います。

次に、子育て世代包括支援センター事業について伺います。予算書117から119ページ、附属資料は5ページです。前年度末に開設したすくすくネットですけれども、この取組状況について伺います。期待していた成果などについて、ちょうど1年を迎えますが、その認識について伺います。

3点目が食育推進事業です。予算書117ページ、附属資料は13ページです。私のほうからは、食育推進懇談会の委員の任期と委員の更新状況について、令和3年度はどうなるのか伺います。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

ご質問にお答え申し上げます。まず、妊婦健康診査通院支援事業の実績についてでございますが、2020年度4月から12月までの申請数が193件、助成数が193件となっております。出生数は193件でありますので、助成率は100%となっております。妊娠届出数についてでございますが、2020年度4月から1月までの届出数が205件であり、前年度の同時期と比較して16件減少しております。

続きまして、子育て世代包括支援センター事業についてでございますが、すくすくネット開設以降、母子手帳交付時に、保健師と地域子育て支援センターの保育士が全妊婦さんと面談し、出産や育児に向けた保健指導や子育て情報の提供などを行うとともに、マイ保健師のカードを配布して、マイ保健師の紹介を行っております。妊娠中や子育てなどに困ったときに気軽に相談できる窓口として、マイ保健師を活用していただいていると考えており、健康や体調の相談や生活全般の困り事から生活の継続支援につながるケースもございます。

続きまして、食育推進事業についてでございますが、委員の任期につきましては、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5か年となっており、令和3年4月1日に改選となる予定でございます。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

再質問します。まず、妊婦健康診査通院支援事業についてですけれども、通院支援の申請手続きの際は、すくすくネットの担当のスタッフと面談する中で行われると認識しているんですけれども、その対応状況について伺います。

それから、次に子育て世代包括支援センター事業についてです。開設以降の取組状況について、今伺いましたが、妊産婦さん当事者の皆さんのきたひろすくすくネットの理解度といいますか、認識の程度についてどのように定着してきていると考えているのか伺います。

それから、食育推進事業については、食育は本当に年代幅広く、小さなお子さんから高齢の方まで、健康を維持する上で大事な取組だと考えています。効果的な事業推進の視点というところで提案ですけれども、子育て中の親子、若い方たちに、食べることの理解を深めていくという取組を進めていただきたいと考えています。今年度予算増額となっていて、食育講演会やアンケートなど意向調査を行うということで、答弁を伺っていますが、子育て支援センターの利用者や乳幼児健診のときの待合の際などに、簡単なそういう時間に回答いただけるアンケートも検討してはどうかと考えます。講演会を企画される予定があるということで、参加して聞いてみたいテーマや参加しやすい日程、時間帯など、なるべく多くの方に知ってもらって、関心を持ってもらって、参加してもらえるといいのかなと思います。企画に反映できるようなアイデアなど収集して、また、そうした結果を懇談会でも共有していけると考えます。このことについて見解を伺います。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

鶴谷委員の再質問にお答え申し上げます。まず、妊婦健康診査通院支援事業の申請時の面談についてでございますが、お子さんが生まれてから3か月までの間に申請をいただくことになっております。その際に、

子育ての様子ですとか、今の困り事ですとかをお聞きして、丁寧にアドバイスしているところがございます。

続きまして、子育て世代包括支援センターの活動の理解度、定着度についてでございますが、マイ保健師カードはマイ保健師の似顔絵つきで、母子手帳に挟めることができる大きさとして、母子手帳と一緒に携帯してもらえようとしております。マイ保健師を指名して相談が入るなど、徐々に認識されているという手応えを感じているところがございます。頼られている存在となっているかにつきましては十分把握されていませんが、困っている方や支援が必要な方に対してマイ保健師が深く関わることができるよう声かけをし、相談支援につなげているところがございます。

続きまして、食育推進事業についてでございますが、計画策定に当たりましては、アンケート調査やパブリックコメントによる意見聴取に加えて、子育て世代の方からの意見についても広く反映させることができるよう、ご提案をいただいた内容につきまして検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

子育て世代包括支援センターについてもう1点。新型コロナウイルスの感染拡大から1年を迎えるんですけども、妊産婦さんのコロナ禍における生活状況ですとか、あと困り事を寄せてもらうなどの関わりの中で感じられている課題について、あればお伺いします。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

お答え申し上げます。コロナ感染症の影響によりまして、産前産後の上の子の預かりや家事について実家の支援を受けることができなくなったというご相談や、出産病院が医療体制を維持するために、母親教室の中止とか、診療室、分娩室などへの家族の立入りの制限を行っているということがあり、妊婦さんの孤立感や不安が聞かれています。また、妊婦さんや育児中のお母さんが交流できる場が少なくなっているため、仲間と出会う機会が減り、孤立しやすく、妊娠、出産、育児についての情報を得にくいという状況にあると考えております。以上でございます。

川崎委員長

質問を受けます。

藤田委員。

藤田委員

それでは、質問いたします。まず予防接種推進事業で、115ページ、3つまとめて質問します。40歳から57歳までの男性の風疹対策の令和2年度の実績と令和3年度の目標、この対象年齢で期間を区切ってしっかり対策をしましょうということで進めてきたんですけど、コロナもありまして、その辺りも含めて令和3年度できちんとした運営ができるのかどうか、見込も含めて解説をお願いします。

2点目、予防接種。特定健診とは書いていません、予防接種だけで結構です。予防接種の令和2年度の受

診実績、それから令和3年度の受診勧奨の取組、コロナとはいえお子さんの予防接種は大体受けているだろうと思うんですけども、実態はどうなっているのか確認の意味でお聞きします。

それから、小中学生のインフルエンザワクチンの費用の助成。コロナウイルス対策として今年度初めて小中学生に1千円で打てるインフルエンザを導入いたしました。聞くとところによると、ワクチンの量により十分な接種ができなかったと言われてはいますが、実態はどうだったのか。また、令和3年度は同じ助成制度を継続するのかどうか、お聞きします。

次に、がん検診推進事業、115ページ。先ほどがん検診の質問がありましたが、私は1つだけに絞って、土日の市内でのがん検診の令和2年度の実績、それから令和3年度の見込はどの程度と考えているのか、伺います。

それから、ピロリ菌対策事業、117ページ。ピロリ菌の令和2年度の検診率と陽性者数は何人いたのか。また、令和3年度の検診者数の目標についてお聞きします。

最後に、妊産婦保健推進事業、117ページで、新生児聴覚検査の補助事業がスタートいたしました。令和2年度の実績、これは恐らく出産したお子さんの数と検査を受けた数は同じぐらいになっているかと思うんですが、その実績と令和3年度の見込について、お聞きします。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

藤田委員の質問にお答え申し上げます。1点目、風疹対策の関係でございますが、令和2年度の1月末現在における実績につきましては、抗体検査が598人、抗体価が低かった者に対する予防接種が112人となっているところであります。抗体検査につきましては、事業がスタートした令和元年度からの累計で1,026人となっており、本市の対象者約6,800人に対しまして検査率が15.1%となっているところであります。なお、国におきましては、令和3年度末までに対象者1,534万人の約6割に当たります920万人に対して、抗体検査を実施することを目標としておりますことから、本市におきましても、検査率の向上に向けまして、対象者に対する周知、啓発等を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、予防接種の受診率についてでございますが、予防接種につきましては、12月末現在における令和2年度実績で、BCGが223件、MRワクチンが550件、成人用肺炎球菌が602件など、その他の接種につきましても前年度と同時期の実績と比較しまして同水準となっております。なお、令和3年度に向けた受診勧奨についてでございますが、毎年そういった検診を受診することについての重要性ですとか、検診実施期間における感染予防対策の実施などについて周知を図り、コロナ禍の状況におきましても受診率の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、インフルエンザ予防接種についてでございますが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の影響により学習時間への配慮が必要となった小中高生等を助成対象として加えまして、事業を実施してきたところでございますが、小中高生への助成件数につきましては、対象者約6,200人に対して、令和2年12月接種分までの実績で2,962件となっているところであります。なお、本事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、令和2年度に限り実施することとしておりまして、現時点におきましては、令和3年度における事業継続については考えていないところでございます。

続きまして、土日のがん検診についてでございますが、令和2年度に実施した土曜日の乳がん・子宮がん検診の集団検診につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、保健センターにおける1日のみの

開催となったことから、40名の受診で、前年度の100名からは減少となったところであります。また、令和2年度の日曜日の乳がん検診につきましては、1回の開催で16名が受診されており、前年度の32名から減となっているところであります。

続きまして、ピロリ菌対策事業についてであります。令和2年度におきましては、1次検診におきまして、対象となる生徒514名のうち339名が検診を行い、検診率は66.0%となっており、前年度の検診率81.5%からは減となっております。また、1次検診における陽性者数は14名であり、2次検診における陽性者数につきましては3人となっているところであります。なお、令和3年度の検診者数の目標についてであります。令和2年度の検診率を上回ることができるよう、市内中学校との連携の上、保護者に対して周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に、新生児聴覚検査についてであります。令和2年10月1日から補助事業を開始しており、母子手帳交付時などにおきまして周知を図ってきております。令和2年度におきましては、1月末時点の実績で、全ての新生児に当たります67人に対して検査が実施されたところでございます。また、令和3年度につきましては、270人の検査を見込んでいるところであります。以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問を2点します。まず、40歳から57歳までの男性の風疹対策です。国では60%までこの集中期間に持っていきたいということで、本市としても、令和2年度で15%、あと45%令和3年度でやるということは大変なハードル、またこのコロナ禍ということを考えて大変だと思うんですけども、もしかしたら既に通知が来ていても忘れてしまったり、終了期間をもう失念している人もいるだろうと思うんです。少なくとも今年の秋ぐらいはまだ受診していない人には再勧奨の何らかのお知らせをすとか、受診勧奨というのはやっぱりすべきでないか、それぐらいしないとこの国が目標とする率まではなかなか簡単にいかないんじゃないかという気がするんですが、そういった場合の対策についてどんなことを考えているのかというのが1点です。

それから、小中学生のインフルエンザ、6,200人に対して2,962人、半分の方は受けられたけれども、半分の方は受けられなかった。この受けられなかった方に関しては、申込のタイミングが遅くて、受けようと思ったけど受けられなかったという方もいたと思うんですが、その辺りの実態なり市民からの苦情みたいなものは、市に入っていたのかどうか。それと、今年予算を組んでいませんが、まだコロナ禍が収束していない令和3年度で予算に盛り込まなかった理由をもう一度ご説明をお願いします。

川崎委員長

高嶋課長。

高嶋健康推進課長

再質問にお答え申し上げます。1点目の風疹についてでございますが、国のほうで60%の目標ということでありますけれども、なかなか高い数字ではありますが、我々も広報ですとか市ホームページ等を使って勧奨したいと考えておりますが、藤田委員のおっしゃられた再勧奨、個別通知につきましても検討を図ってまいりたいと思っております。

2点目のインフルエンザの予防接種につきましては、ワクチンの数が各医療機関において不足したという

ような状況、近隣の各市町村も同じような状況と伺っておりますが、そういった状況において、保護者の方などから苦情をいただいているところございました。なお、次年度の実施につきましては、先ほど申し上げましたが、新型コロナウイルスの感染症の状況によるかとも思いますが、現時点におきましては来年度の事業継続については考えていないところがございます。以上であります。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

分かりました。この小中学生のインフルエンザに関しましては、私どものところにもお問い合わせや、お叱りや、苦情をいただきました。要は、せっかく制度を打ち出しながら、医療機関に問い合わせたらワクチンがありませんということで、結局受けられなかった。どうしても不公平感がちょっと残っているんですね。そういうことと、それから、今年度まだコロナウイルスの収束が完全に見越せていないということを考えると、小・中・高の子どもたちの安全を考えると、これはやっぱり再度継続すべきではないかと私は思っておりますので、これはちょっと市長にお考えを聞きたいと思っておりますので、これは留保して、総括で質問したいと思っております。終わります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

以上で保健福祉部所管の衛生費の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時39分

再 開 午後1時40分

川崎委員長

再開いたします。

次に、特別会計の国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。

人見委員。

人見委員

私からは2点質問します。まず特定健康診査・特定保健指導事業についてです。予算書国保25ページ、附属資料が14ページです。当市は、石狩管内のほかの都市から比べても特定健診の受診率は高いほうにあるというのは認識しております。ただ、このコロナ禍におきまして、2020年度の特定健診の受診率はどうだったのか、また、それを踏まえて2021年度はどのように考えているのか、お聞きします。

続きまして、医療費適正化対策事業、予算書国保25ページ、附属資料14ページです。令和2年度（2020年度）の予算が1,221万2千円から、2021年度（令和3年度）が1,626万4千円と大幅に増加した理由についてお聞きします。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

人見委員のご質問にお答え申し上げます。特定健診の受診率についてでございますが、2020年度12月末時点の受診率は26.0%であり、前年度同時期と比較して3%下回っている状況でございます。受診率向上対策として3回の受診勧奨を行い、勧奨後は受診者の増加が見られましたことから、一定の効果はあったと思われませんが、新型コロナウイルス感染症への不安から受診を控える方が多く、全体の受診率につながっていないと考えております。

令和3年度の対策についてでございますが、個別の受診勧奨通知におきまして、健診を毎年受診することの重要性や健診時における感染予防対策の実施などについて周知し、コロナ禍の状況ではありますが、受診率向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

それでは、私のほうからは、医療費適正化対策事業に係る予算額についてお答え申し上げます。予算額につきましては、令和2年度の予算額1,221万2千円に対し、令和3年度の予算額は1,626万4千円と、405万2千円の増となっております。増額の主な理由としましては、令和2年9月から実施しております国保連合会との共同事業、疫学分析による医療費適正化効果の可視化事業によるもので、事業費は418万円であります。以上です。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

では、まず再質問します。特定健康診査・特定保健指導事業につきまして、3%ということですが、12月末段階でいっておりますね。私も実は今回バス健診を今年も利用させていただいたんですけど、例えばバス健診ですと、今までシートがあったら、2

人がけのところは2人座っていたのが、今はコロナ感染の影響から1人がけになっているような形ですよ。そういう意味で、例えば、今年度もまだコロナがどういう状況か分からないので、定員数が少ないのであれば、バス健診の回数を増やすとか、そういったことは可能なのかお尋ねします。もし分かればいいです。

もう1件のほうです。医療費適正化対策事業についてです。今、理由は理解しましたがけれども、例えばジェネリック医薬品を利用する割合についての変化とかがあるのかどうか、お尋ねします。

川崎委員長

影久参事。

影久健康づくり担当参事

再質問にお答え申し上げます。特定健診のバス健診の実施についてでございますが、健診委託機関とも相談し、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

再質問にお答え申し上げます。ジェネリック医薬品についてですが、本市における普及率につきましては、平成27年度の59.6%から、令和元年度におきましては79.7%となり、着実に伸びてきているところであります。また、数量シェアによる12月時点における前年度との比較では、令和元年度は76.2%でしたが、本年度は78%と1.8ポイント伸びておりますことから、前年度よりも普及するものと見込んでございます。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

山本委員。

山本委員

国保の12ページの国民健康保険事業財政調整基金繰入金についてです。これは、国民健康保険事業財政調整基金の繰入金が今回大幅に増加になっているわけですが、この主な理由と、この基金の令和2年末での残高というのは、具体的にどれぐらいあるんでしょうか。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。令和3年度の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、令和2年度と比較しまして3,457万5千円増の5,229万1千円の予算額となっているところでありますが、増額の主な理由としましては、2点ございます。まず、1点目としましては、平成30年度に北海道から借り入れた国保財政安定化基金の償還で、2,866万円でございます。この借入れにつきましては、平成30年度途中に財源不足が見込まれたため、北海道から4,300万円を借入れしたところですが、結果的に平成30年度において財源不足とならなかったことから、用途には充てず、財政調整基金へ積み立てたところであります。令和2年度から令和4年度の3年間で償還することとしており、今年度一部を償還したところでありますが、これを財源とする用途もないことから、北海道と協議の上、令和3年度に残りを一括償還することとしたものであります。2点目としましては、令和3年度の事業費納付金の財源とするため、2,200万円を繰入するものであります。

次に、令和2年度末における国民健康保険財政調整基金の残高は、5,478万円となる見込みであります。以上です。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

そうしますと、財政調整基金は令和2年末で5,478万円あって、そのうち約5千万円ぐらいを令和3年度

に使うというような方法ですと、約四、五百万円ぐらいしか調整基金が残らないという形になるんですね。国保の財政調整基金というのはなかなか積み立てられないという問題があるんですけども、国民健康保険のいろんな財政的なことで、基金の繰入金を使って利用者の負担を上げないとか、いろんな形でできるわけで、この辺りをどう評価して、例えば他市町村の状況などと比べて当市での状況はどうかという辺りも含めてお聞きしたいと思います。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

再質問にお答え申し上げます。財政調整基金につきましては、単年度の決算によるところも大きいところでもあります。他市の状況等も聞いてはございますけれども、単純比較するのは難しい点もございます。今後、他市の状況等について情報収集し、検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

川崎委員長

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

では、1点だけお聞きします。これは国保でページ数がないですけども、今、新聞・テレビ等でいわゆるマイナンバーカードが国保の健康保険証として使えますよということで、3月から本格的に動き出しそうなんですけど、しからば、我が市の医療機関、普通の病院、クリニック、それから歯科医院、薬局、こういったところも全部対象になるわけですけども、4月から実態としてそういう医療機関の受入体制というんですか、マイナンバーカードを使える体制はどのようになっているのか、分かっていたら詳しくご説明願います。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。マイナンバーカードの健康保険証利用により、オンラインによる資格確認が3月から可能となるところでありますが、そのためには、医療機関等におきまして、マイナンバーカードを読み取る機器のほか、コンピュータや回線の整備などオンライン資格確認システムの導入が必要となるところであります。市内の医療機関等に対し、このシステムの導入について状況等を確認させていただきましたところ、市内の医療機関のうち47か所、割合としては52.2%においてシステム導入の予定があるとのことでした。内訳としましては、病院、診療所が19か所、導入する診療機関の数に対して47.5%、歯科が16か所で51.6%、調剤薬局が12か所で63.2%となっております。また、システム導入予定のある医療機関のうち、6か所、12.8%につきましては3月から導入、25か所、53.2%につきましては、令和3年中に導入予定としているとのことであり、ほかの16か所につきましては、令和4年以降または時期未定とのことでした。3月から導入予定の医療機関等の内訳につきましては、病院、診療所、歯科、調剤薬局、それぞれ2か所ずつとなっております。以上です。

川崎委員長

藤田委員。

藤田委員

これは、マイナンバーの利用促進という側面も含めて、それを使う人の利便性を図るということで導入になると思うんですが、この導入にはどうしても医療機関なり薬局で導入費用がかかってくるわけで、カードリーダーは無料にしても、導入の附帯設備で費用がかかりますので、そこでなかなか進んでいないんだろうと思うんですが、そういうことで、取りあえずこのためにマイナンバーカードを作っている方もいらっしゃると思うんですが、そういう方々に対して市内でマイナンバーカードが利用できる医療機関、薬局をお知らせする方法は市として何か考えているのか、お聞きします。

川崎委員長

林課長。

林保険年金課長

再質問にお答え申し上げます。マイナンバーカードの健康保険証利用に対応している医療機関につきましては、3月下旬に厚生労働省のホームページに掲載予定でありますので、本市のホームページにてリンクを張りたいと考えてございます。また、医療機関等におきましては、対応していることを示すポスター、ステッカーが掲示される予定となっております。以上です。

川崎委員長

以上で保健福祉部所管の国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時53分
再 開 午後1時54分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、特別会計の後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

後期高齢者医療特別会計予算への個別質疑の通告はありません。

以上で保健福祉部所管の後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時54分
再 開 午後1時55分

川崎委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、特別会計の介護保険特別会計予算の質疑を行います。

山本委員。

山本委員

私のほうからは、介護予防・生活支援サービス事業の配食サービス事業、介護特別会計の73ページと79ページ、附属資料では6ページと8ページになりますけれども、まずは介護予防・生活支援サービス事業と任意事業の配食サービスの地域的利用の実態がどうなっているかというのを教えていただきたいと思います。地域ごとの利用の偏在といいますか、地域的な利用者の特徴があるのかどうか、また、新年度の利用見込はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

次に、配食サービスのエリアですけれども、こうした配食サービスの地域的な利用実態を踏まえて、例えば、全市的に今配食サービスを提供する事業者でなければ配食サービスはできないという仕組みになっているわけですけれども、これを一定のエリアでのサービスを可能にして、事業者の参入を促進することによってサービスの向上を図ることができないのかということが1つ目です。

次に、地域介護予防活動支援事業です。介護特別会計の75ページ、附属資料の6ページですけれども、地域介護予防活動でのいろんなボランティア活動を行っているわけですけれども、令和2年度については、新型コロナウイルス感染対策のため、ほぼ全ての登録施設でボランティアの受入れを停止しているわけですけれども、来年度の実施方向はどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。初めに配食サービスについてであります。今年度の1月末時点での利用者数は243人です。地域ごとの内訳につきましては、北広島団地地区が141人、東部地区が45人、大曲地区が29人、西の里地区が22人、西部地区が6人となっており、北広島団地地区での利用割合が多くなっている状況であります。

次に、新年度の利用見込みにつきましては、今年度と同程度の利用を見込み、予算を積算したところでございます。

次に、配食サービスの配送エリアについてであります。現在のところ、公平性の観点から市内全域に配送できることを条件としておりますが、事業所の参入促進という面から他市の状況などを調査研究してまいりたいと考えております。

続きまして、介護支援ボランティア事業についてであります。ボランティア受入施設につきましては、本年2月末現在、34施設中31施設で、感染症拡大防止の観点からボランティアの受入を休止している状況であります。来年度につきましても、事業としては継続してまいります。受入の再開に当たりましては、受入施設の意向を第一に考えた上で、感染症の状況や今後開始されるワクチン接種の状況などを踏まえ、それぞれの施設と相談しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川崎委員長

山本委員。

山本委員

まず、配食サービスについて、団地がかなり多いということですが、これはニーズとしては、団地以外の地域に潜在的な需要というか、そういうのはどれぐらいあると見込んでいるのでしょうか。まだまだ伸び代が地域ごとにあると見ているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、地域介護予防活動支援事業で、来年度もなかなか難しいという状況ですけれども、ボランティア自体の方の意識という辺りが、かなり難しい状況なのか、施設自体が対応、感染対策をうまくできるという状況じゃないのかどうか、その辺りの課題をどう捉えているのかお聞きしたいと思います。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。まず配食サービスについてでございますが、北広島団地地区での利用割合が高いところ、高齢化が進んでいることが原因だと思っておりますので、他地区においても、高齢化が進んでいけば需要が伸びてくるのかと考えております。

続きまして、ボランティアの受入に関しましては、受入側の施設の問題、面会等も今はオンラインで行っていたり、短時間で行っていたりする状況と考えております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

鶴谷委員。

鶴谷委員

私からも配食サービス事業について質問します。提供数とこれからの利用の見込については、山本委員の答弁で理解いたしました。コロナ対策の状況について伺いたいと思います。お隣の札幌市の配食事業においては、昨年、コロナの感染拡大を経て、7月に配食事業者さんから市へ支援の要望が提出されておりました。その中の幾つかを挙げますけれども、食事を届けるというのは対面、手渡しで行われるんですけれども、それは安否確認ということもあるんですが、その安否確認の簡素化、対面することのリスク、マスクなど衛生用品がまた不足していた時期でもありましたので、その簡素化を求めること。また、受領印の押印の見直し、玄関先でのやり取りの見直し、そして、食事を受け取る利用者さんが陽性、または濃厚接触者となった場合に、配食事業者に伝わる体制づくりなどへの要望が提出されておりました。札幌市の回答としては、受領印の押印は、安否確認の証明、または委託事業の事務手続上、見直すことは難しいということだったんですけれども、衛生用品の配布を支援するというところで、感染防止対策を講じた上で継続してくださいということ、それから、利用者からの感染状況に関わる、利用者本人から申出や連絡があった際には、それは個別に担当課を経由して情報提供するというところで回答があったそうです。

配食事業、札幌市さんとは事業規模、食数とか全然桁が違うと思いますけれども、それにしても、うちのまちで担当して下さっている事業者さんも、何かしらの対応の中でヒヤリハットや不安を持ちながら仕事に当たっていただいていたかと思いますが、この辺りの情報をどのように共有していたのか、また、対応した取組などがあったのか、お伺いします。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。配食サービス事業におけるコロナ対策についてでございますが、委託先と協議の上、

配食事業者におきましては、訪問時のマスクの着用、手指消毒の徹底、配達員の検温の実施など、感染対策を十分講じた上で事業を実施していただいたところでございます。以上でございます。

川崎委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

実際、食事を届けに回っている方は、やはり何かしら不安を抱えていたものと考えます。この先も感染状況がどのように変わっていくかというところもありますが、配食サービスを進めていく上での情報共有はお願いしたいですし、また、必要とされる安全対策についても事業者さんと引き続き情報共有して、必要な支援をしていただきたいということを一つ要望いたします。

1点確認ですけれども、配食サービスの担当に当たる従事者について、昨年度から慰労金が支給されていきますが、配食サービスの担当に当たっていた方は、介護従事者の慰労金の担当として、きちんと受給されていたかどうかというのを1点確認させてください。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。配達をしていただいた方につきましては、慰労金の対象ではない方となっております。以上でございます。

川崎委員長

ほかにございませんか。

永井委員。

永井委員

私からは、介護保険料と地域支援事業について伺います。まず、介護保険料ですが、今後の基金の積立金額の推計を、現在分かる範囲で構いませんのでお知らせください。また、第8期介護保険事業計画については、基準月額を据え置いたというところで、こちらはかなり市のほうも努力していただいたと評価しております。今回、21年度当初予算で約1千万円ほどを基金から取り崩して介護保険事業に充てるということで、据え置いていただけたと理解しているんですけれども、今後、第9期に向けて上がってってしまうのかなという想定がされますので、その辺りについての市の努力というか、今後上がらない対策をどのように考えているのか伺います。

地域支援事業ですが、こちらは包括的支援事業費と任意事業費について伺います。包括的支援事業費と任意事業費が前年比増となっているんですが、この具体的な内容について伺います。任意事業費が、今ほかの委員からも出ていました、配食サービスを新しい事業の高齢者保健推進事業のほうに移管するというところで増額の部分だということは承知しているんですけれども、例えば配食サービスの拡充とか、これをきっかけに配食サービスの事業内容の拡充など、アンケート調査を行うとか、そういうことに取り組んでみてはいかがかと思いますが、その辺りについて伺います。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。初めに、基金の関係でございます。介護給付費準備基金についてであります。令和元年度末の基金残高は約4億5,200万円でありまして、また、本年3月補正を加味した令和2年度末の基金残高は、約4億3,400万円となる見込でございます。第8期計画におきまして、約1億1千万円の基金取崩しを予定しておりまして、そのうち令和3年度におきましては、1,018万6千円の基金を取り崩す予算を計上したところでございます。

次に、今後の介護保険料でございますが、第8期計画におきましては保険料額を据え置くとしたところでございますが、9期以降につきましても高齢者数の増加は明らかでありまして、特に要介護や認知症のリスクの高い後期高齢者が増加するため、介護給付費が大幅に増加するものと見込まれます。安定的な介護保険財政の運営、中長期的な展望による適正な基金残高水準の検討を踏まえまして、適切な保険料額の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、包括的任意事業費の増額の内容につきましては、高齢者支援センター運営事業におきまして、総合相談業務の稼働を確保するため、高齢者支援センターで作成する介護予防プランの件数を減らすこととし、そのことによる減収分を委託料で補填することによる増額であります。

次に、任意事業費の増額内容につきましては、昨年度まで一般会計の高齢者支援サービス事業で実施していた配食サービスの一部につきまして、こちらの事業で実施することによる増額でございます。なお、現在のところ、配食サービスの事業内容については、先ほど山本委員の質問の中でもお答えしましたが、事業所参入ということの検討はありますが、事業内容的には今のところ変更点はないところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

介護保険料につきましては、第9期までの第8期の3年間で安定的な基金積立てなどに十分努力していただき、また、今後の市民負担が上がらないように対策を練っていただきたいと思います。と要望いたします。

地域支援事業についてですけれども、いろいろ配食サービスについてもそのようなことでやっていくということですが、例えば昔、私が議員になったばかりのときは、たしか利用者さんにアンケート調査みたいなものを年に1回ぐらいやっていたかと記憶しているんですが、現在そのようなことはやっていらっしやらないのでしょうか。利用されている方のお弁当の内容だとか、あとは夕食だけではなくて、朝昼晩とか、朝晩届けてほしいとか、そういう声を聞き取ることも大切かと思うんですが、その辺りについて伺います。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。配食サービスにつきましては、味の面とかで利用者から声をいただくところはありませんが、アンケート調査という形では行っていないところでございます。以上でございます。

川崎委員長

永井委員。

永井委員

事業費が移管するということですので、よい機会ですので、ちょっとアンケート調査のことなども検討していただければと要望いたします。終わります。

川崎委員長

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

私のほうからは1件質問します。家族介護支援事業です。予算書が介護77ページで、附属資料が7ページです。一般質問のときにも少し触れたんですけども、2020年度の紙おむつの購入費用の助成状況はどのような形だったのか。また、それを踏まえて21年度の見通しについてお尋ねします。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。紙おむつサービス事業についてであります。今年度の1月末時点の実績につきましては、利用者数233人、助成金額は653万7千円となっております。次に新年度の見通しにつきましては、今年度と同程度の利用を見込み、予算を積算したところであります。以上でございます。

川崎委員長

人見委員。

人見委員

この中におきまして、申請件数などに大きな変化はないという認識でよろしいのでしょうか。これからまた高齢者が増えるということもありますので、今後もまたこの分野についてはいろいろと対策を練っていただけるようお願いいたします。最初の申請件数だけ答えをお願いします。

川崎委員長

工藤課長。

工藤高齢者支援課長

お答えいたします。近年の利用の増減の傾向ですが、おおむね横ばいの状況となっているところでございます。以上でございます。

川崎委員長

ほかにありませんか。

以上で、保健福祉部所管の介護保険特別会計予算の質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日予定していた審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

川崎委員長

ご異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時13分

委員長